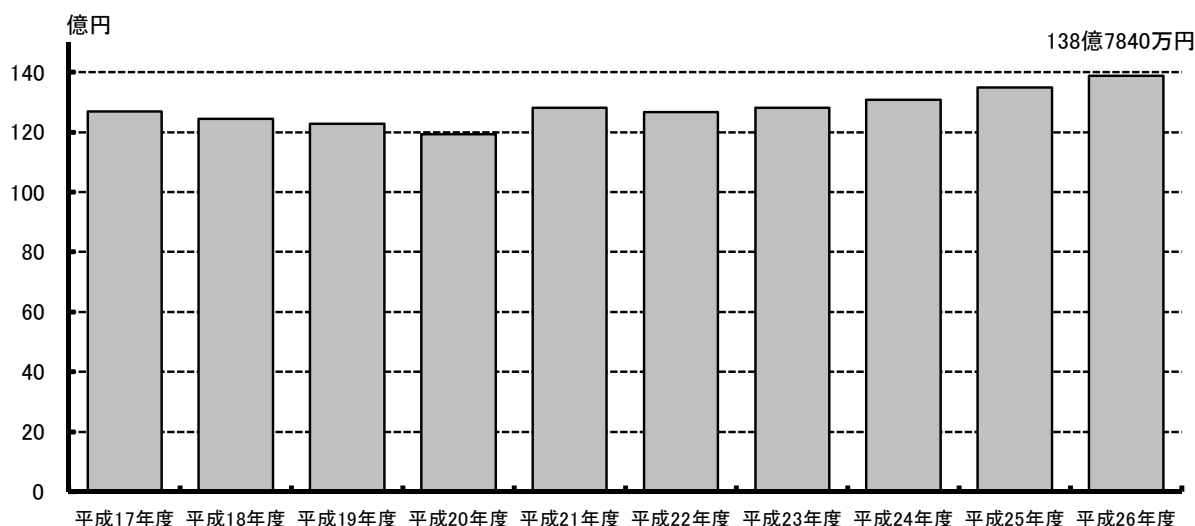


Q1 予算規模はどのように推移していますか？

平成26年度の予算額は、一般会計で138億7840万円、対前年比3億8560万円（2.9%）増となり、昨年度に引き続き、130億円を超える大型予算となりました。

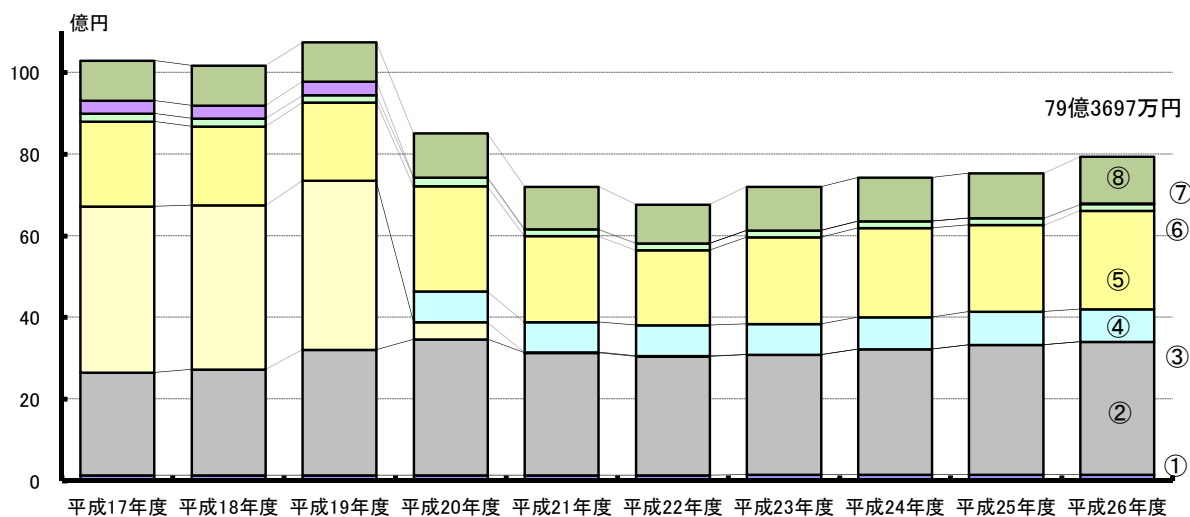
特別会計と水道事業会計を合わせると218億1537万円で、前年度と比べ7億9522万円（3.8%）の増額となっています。

「明るいおやべの未来の創造」を目指し、市民のみなさんが生活の豊かさを実感できるよう積極型の予算編成に努めました。



平成26年度の特別会計は、公共用地先行取得事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、下水道事業、農業集落排水事業、東部産業団地事業の6つがあります。また、その他に公営企業会計としての水道事業会計もあります。老人保健医療事業については、後期高齢者医療事業への移行に伴い、22年度をもって廃止となっています。

特別会計予算と水道事業会計予算の総額は、79億3697万円で対前年比4億962万円（5.4%）の増額となっています。増額となった主な要因は、下水道事業における公共下水道施設整備費の増、国民健康保険事業における療養給付費の増、東部産業団地事業の造成事業の増などが挙げられます。



特別会計とは、特定の事業に関する歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するために設置された会計をいいます。

※上記グラフでは、下から①公共用地先行取得事業、②国民健康保険事業、③老人保健医療事業、④後期高齢者医療事業、⑤下水道事業、⑥農業集落排水事業、⑦東部産業団地事業、⑧水道事業の順で表しています。

資料編

図表でみる小矢部市

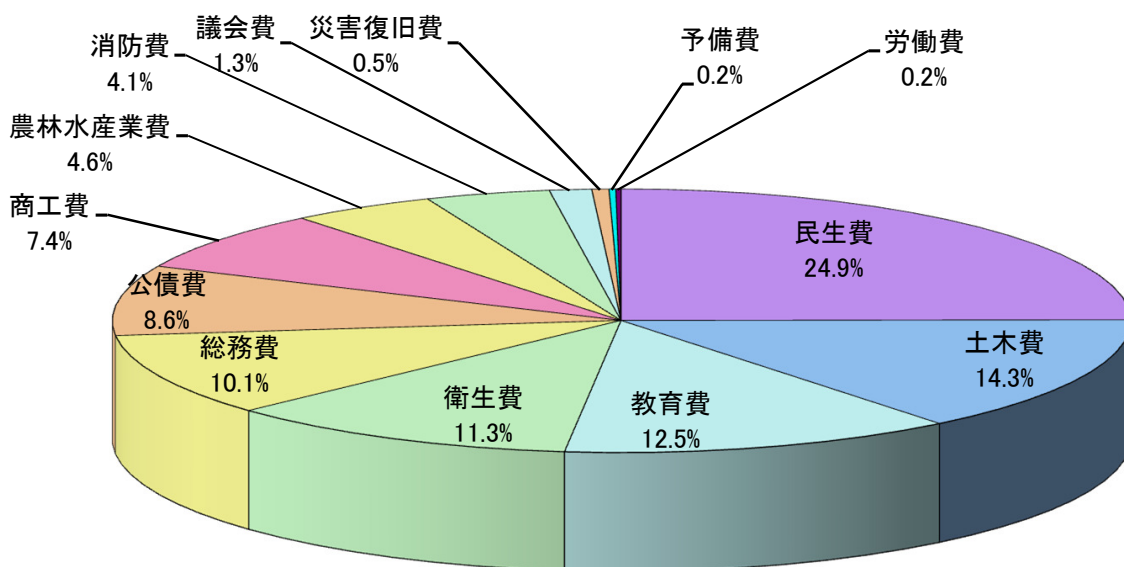
Q2 平成26年度予算の配分はどうなっていますか？

平成26年度の一般会計予算を、科目別にグラフにしてみました。

小矢部市の一般会計では民生費が34.6億円と最も多く、全体に占める割合はおよそ4分の1（24.9%）となっています。次いで土木費の19.9億円、教育費の17.4億円、衛生費の15.6億円、そして総務費の14.1億円という順になっています。

科目ごとの予算額を比較すると、主なものでは、市道整備事業などにより土木費が、東部産業団地造成事業などにより商工費が、臨時福祉給付金給付事業の増などにより民生費が、それぞれ増額となっています。

一方で、防災行政無線整備事業費の減により総務費が、高岡地区広域圏焼却場が稼働することによる委託料の減により衛生費がそれぞれ減額となっています。



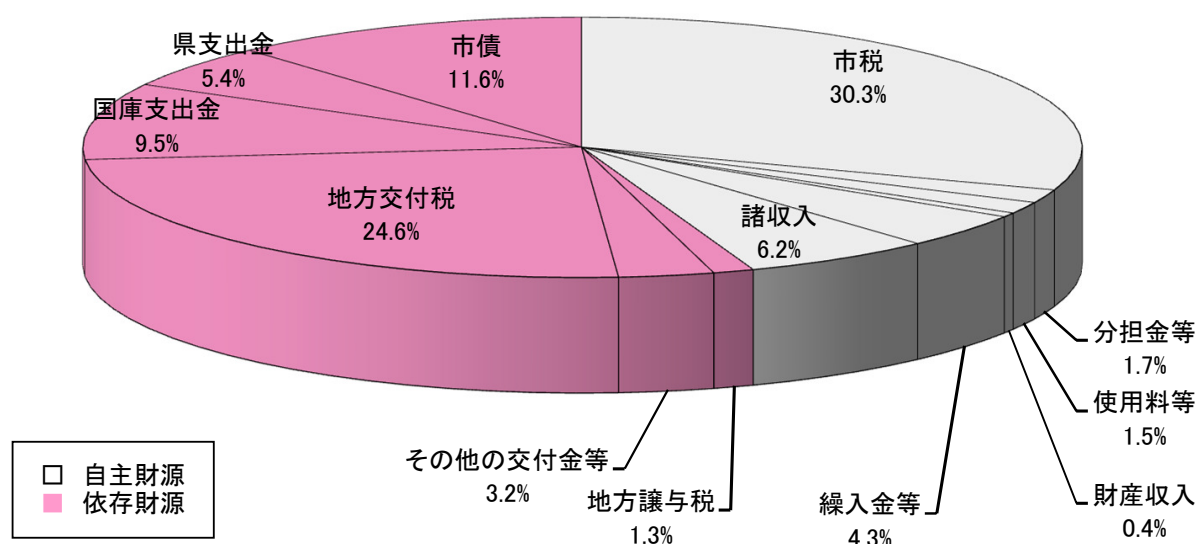
区 分	平成26年度①	平成25年度②	増減額 ①-②	構成比 %
議 会 費	1億8593万円	1億8274万円	319万円	1.3
総 務 費	14億534万円	16億6922万円	△2億6388万円	10.1
民 生 費	34億5888万円	33億3467万円	1億2421万円	24.9
衛 生 費	15億6395万円	16億2265万円	△5870万円	11.3
労 働 費	2248万円	2218万円	30万円	0.2
農 林 水 産 業 費	6億3933万円	6億2374万円	1559万円	4.6
商 工 費	10億2879万円	8億4093万円	1億8786万円	7.4
土 木 費	19億8974万円	16億7825万円	3億1149万円	14.3
消 防 費	5億5021万円	5億7296万円	△2275万円	4.1
教 育 費	17億3594万円	16億5235万円	8359万円	12.5
災 害 復 旧 費	7500万円	7500万円	0万円	0.5
公 債 費	11億9281万円	11億8811万円	470万円	8.6
予 備 費	3000万円	3000万円	0万円	0.2
合 計	138億7840万円	134億9280万円	3億8560万円	100.0

Q3 平成26年度の収入の内訳はどうなっていますか？

市の収入（一般会計）で最も金額が多いものは、市税の約42億1074万円（全体の30.3%）で、次いで国から配分される地方交付税の34億2000万円（24.6%）、市債（資金調達のための借金・長期借入金）の16億1370万円（11.6%）の順となっています。

市税は、企業の設備投資の増等により増収が見込まれ、地方交付税については国の地方財政対策により増が見込まれています。また、国庫支出金についても臨時福祉給付金給付事業等の財源として増が見込まれています。

自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保されるといわれています。市税の増収が見込まれますが、地方交付税や国庫支出金の増等の影響から依存財源が自主財源を上回っているため、自主財源比率は44.4%（前年度42.6%）となっています。

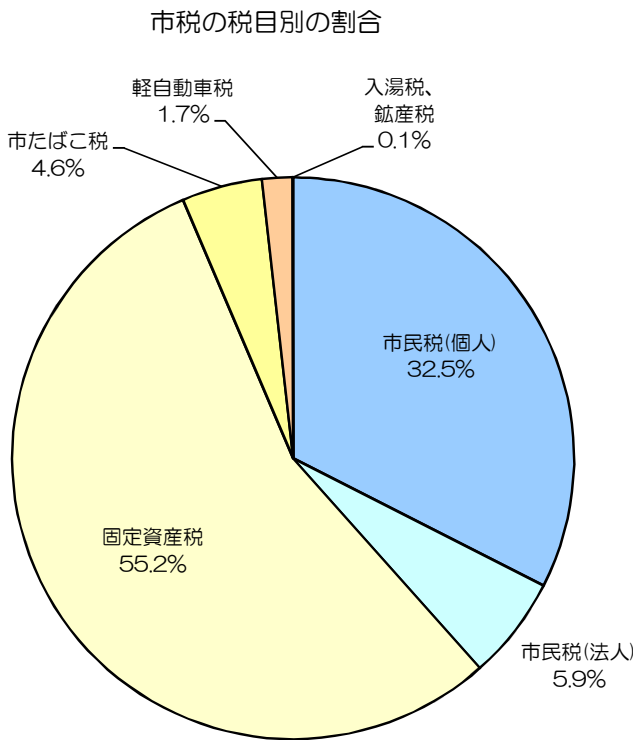


区 分	平成26年度①	平成25年度②	増減額 ①-②	構成比 %
市 税	42億1074万円	40億9661万円	1億1413万円	30.3
地 方 譲 与 税	1億8300万円	1億9000万円	△700万円	1.3
そ の 他 の 交 付 金 等	4億2800万円	4億100万円	2700万円	3.2
地 方 交 付 税	34億2000万円	33億円	1億2000万円	24.6
分 担 金 及 び 負 担 金	2億2972万円	2億2862万円	110万円	1.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2億188万円	2億1552万円	△1364万円	1.5
国 庫 支 出 金	13億2160万円	11億9827万円	1億2333万円	9.5
県 支 出 金	7億4782万円	8億2333万円	△7551万円	5.4
財 産 収 入	7354万円	7442万円	△88万円	0.4
繰 入 金 等	5億9311万円	2億7347万円	3億1964万円	4.3
諸 収 入	8億5529万円	8億6556万円	△1027万円	6.2
市 債	16億1370万円	18億2600万円	△2億1230万円	11.6
合 計	138億7840万円	134億9280万円	3億8560万円	100.0

資料編

図表でみる小矢部市

Q4 平成26年度の市税収入の内訳はどうなっていますか？

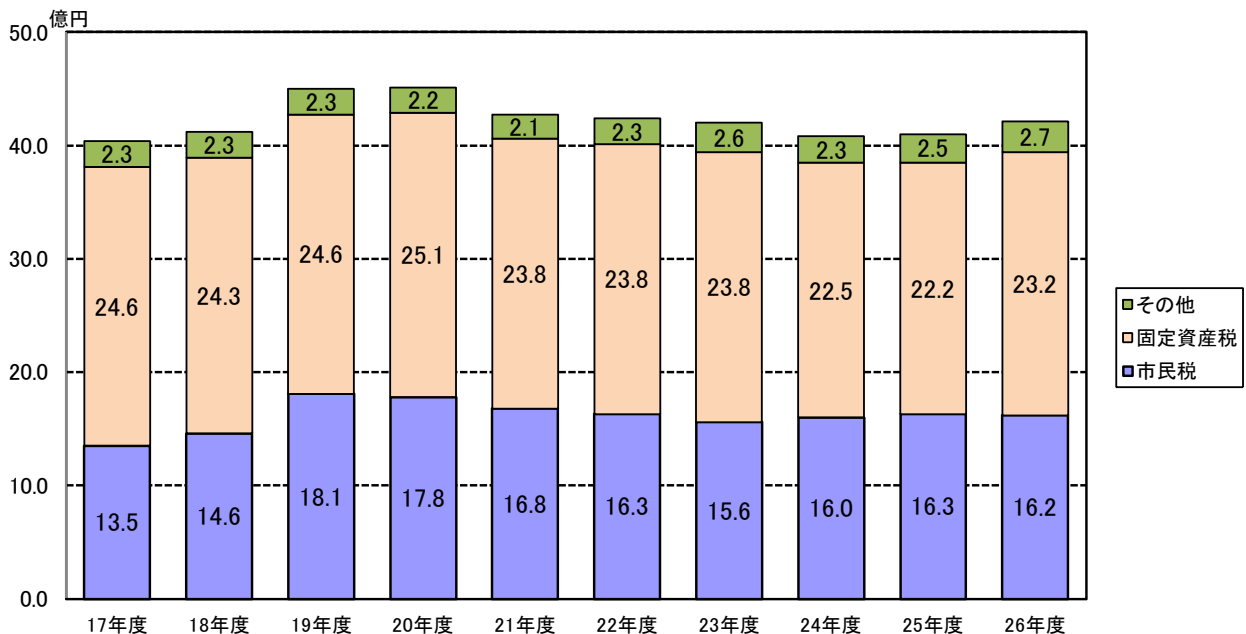


	26年度予算	25年度予算
市民税	16億1796万円	16億2705万円
固定資産税	23億2321千円	22億1945万円
軽自動車税	7366万円	7414万円
市たばこ税	1億9500万円	1億7500万円
鉦産税	13万円	12万円
入湯税	78万円	85万円
市税総額	42億1074万円	40億9661万円

平成26年度予算では、約42億1074万円の市税収入を見込んでいます。
 主な税目は、小矢部市に住所を有する個人や事務所を有する法人等が納める市民税、土地や家屋等を所有している人が納める固定資産税、そして市たばこ税となっています。
 市民税と固定資産税を合わせると市税全体の94%程度を占めており、この2つの税目が基幹税であることが分かります。

平成11年度以降、市税の収入は減少が続いていました。これは、景気動向や地域の人口減少、高齢化社会の進展などが影響していると考えられます。

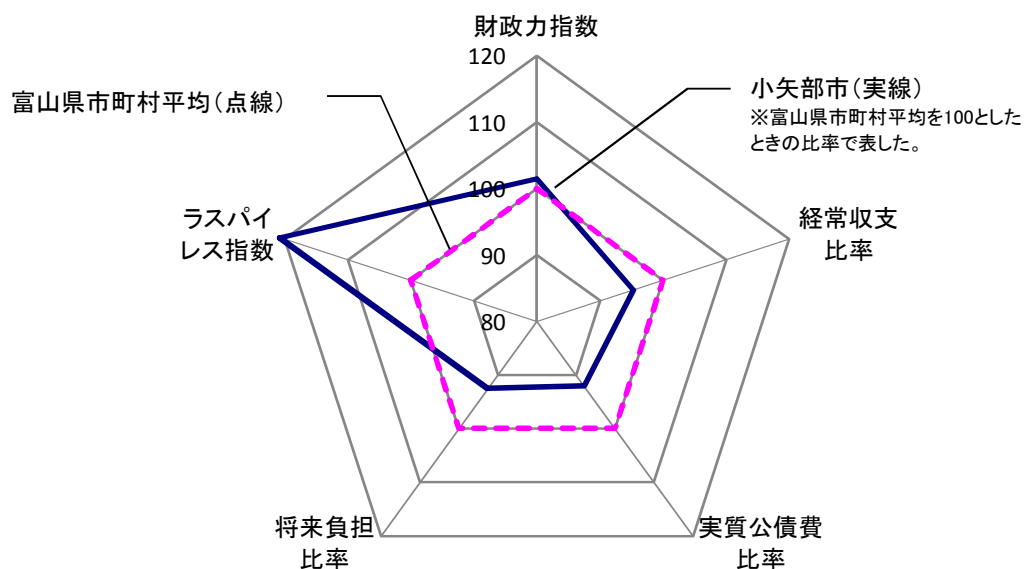
また、三位一体改革として平成19年度に国（所得税）から地方（住民税）へと税源移譲が行われたため、市民税が増え、市税総額も増加しました。平成26年度は、償却資産等にかかる固定資産税の増収やたばこ税の増収が見込まれ、市税総額では昨年からの増を見込んでいます。



※平成24年度までは決算額、25年度以降は予算額を表しています。
 ※その他は、市たばこ税・軽自動車税・鉦産税・入湯税を表しています。

Q5 小矢部市の財政状況は他市と比較してどうなっていますか？

下記の図は、各財政指標について、富山県の市町村平均を100とした場合の小矢部市の水準を表しています。富山県市町村平均と比べ、本市の実質公債費比率や将来負担比率は比較的高いため、健全度は低くなっていますが、財政力指数やラスパイレス指数（国家公務員給与額を100とした場合の給与水準）においては、健全度が高い状況であるといえます。



【財政指標の比較表】

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	ラスパイレス指数
小 矢 部 市	0.56	85.7	17.2	151.5	99.1
全国市町村平均	0.49	90.7	9.2	60.0	※106.9
富山県市町村平均	0.54	83.8	14.9	104.2	105.9

※ 平成24年度普通会計決算に基づく指標です。

※ ラスパイレス指数は、平成25年度総務省及び富山県が公表した数値。ただし、※の数値は全国市平均です。

【用語解説】

財政力指数	標準的な行政活動を行うために必要な財政需要額に対する標準的な税収入などの割合を示す数値です。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。
経常収支比率	人件費、扶助費及び公債費などの義務的な経費に対して、地方税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充てられるかをみる指標です。財政構造の弾力性を判断するものです。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。1年間の借入金返済額やこれに準じるものの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であるともいえます。
ラスパイレス指数	国家公務員の平均給与額を100としたときの、各自自治体の地方公務員の平均給与額の水準を表したものです。平成24・25年度は国家公務員給与で臨時的に削減があり、その影響によりラスパイレス指数が一時的に高くなりました。



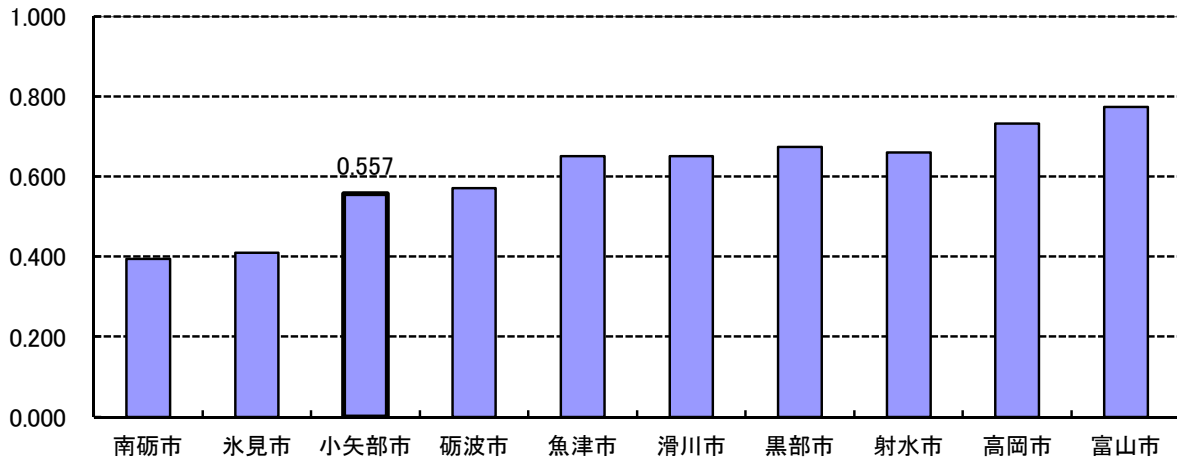
クローズアップ

主要な財政指標の比較

小矢部市の財政指標を県内他市と比較してみました。

主要な財政指標を比較してみましょう

◎財政力指数

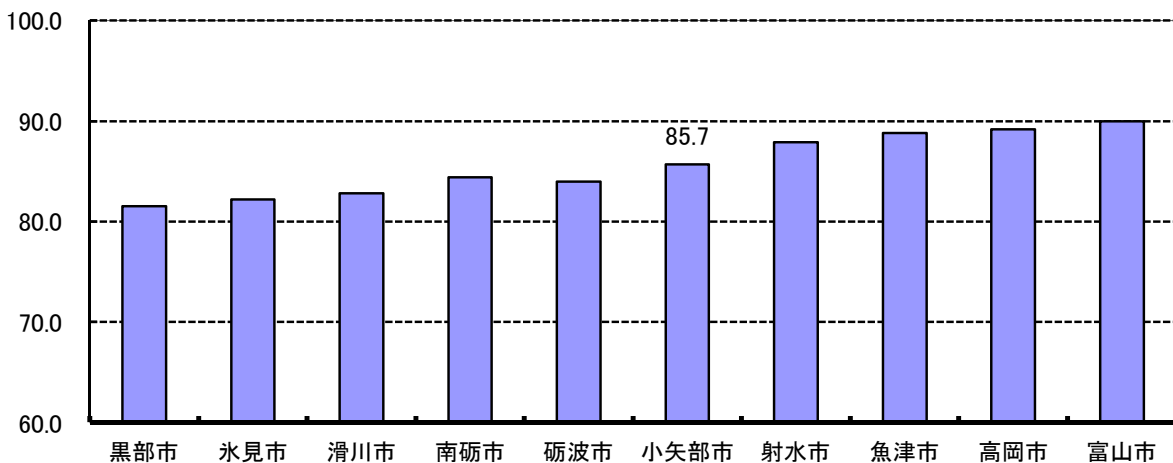


財政力指数とは、市の財政需要額が市税など自前の収入でどれだけ賄われているかを示しており、いわばどれだけ自給自足できているかの指標になります。各市町村の人口や面積を元に、一定の基準で算定された「基準財政収入額」と「基準財政需要額」を元に算出しているため、規模の違うそれぞれの市の中で、基礎体力を比較する指標として使われています。

財政力指数が「1.0」以上であれば自主的な収入のみで運営することができますが、「1.0」未満であれば地方交付税などによって足りない分を補うことになります。なお、県内には、財政力指数が「1.0」以上の団体はありません。

(富山県経営管理部市町村支援課ほか：平成24年度地方交付税の状況)

◎経常収支比率



経常収支比率とは、毎年決まって入ってくる収入「経常的収入」に対して、毎年決まって必要となる費用「経常経費」がどれだけあるかを表した比率です。「経常的収入」には市税や地方交付税などがあり、「経常経費」には職員の人件費や扶助費（生活保護法や児童福祉法等に基づく各種扶助の経費）、公債費（借入金の元利償還金）などがあります。

「経常的収入」を多くの「経常経費」に充てなければならぬ状況になると、この比率は高くなり100%に近づいていきます。この比率が高いということは、財政構造の弾力性が失われていることを示しています。

(総務省：平成24年度決算カード)



クローズアップ

健全化判断比率の比較

小矢部市の健全化判断比率を県内他市と比較してみました。

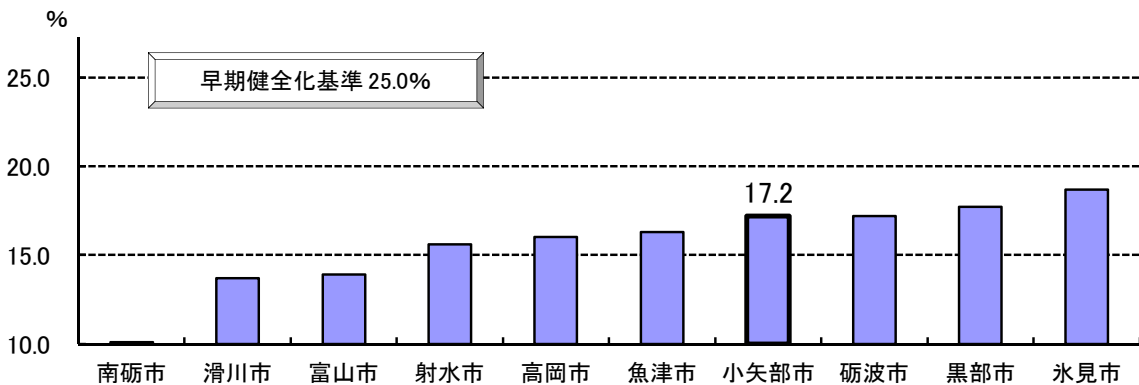
財政の健全化判断比率を比較してみましょう

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生等に必要となる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。なお、公表が必要な指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（これら4つの指標を「健全化判断比率」といいます。）とされています。

24年度決算に基づく健全化判断比率は、グラフのとおり、すべての市が早期健全化基準を下回っています。（なお、すべての市が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。）

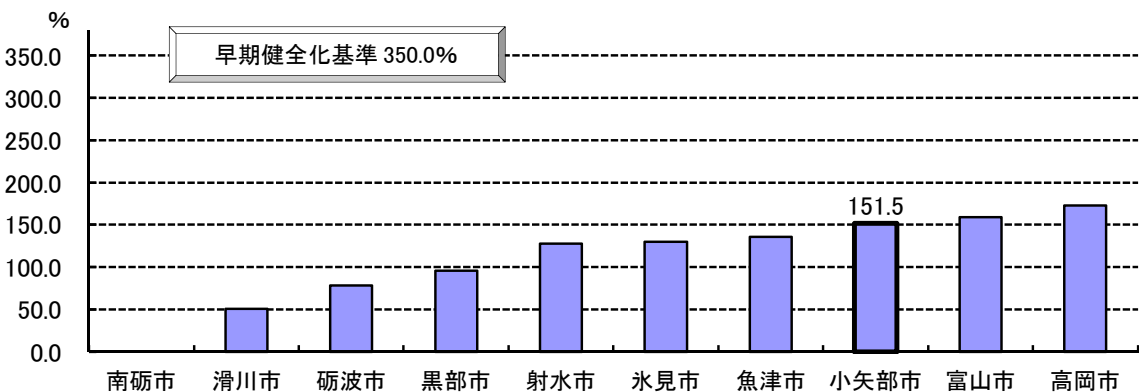
◎ 実質公債費比率



※ 実質公債費比率とは…

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。1年間の借入金の返済額やこれに準じるもの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。

◎ 将来負担比率



※ 将来負担比率とは…

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であるともいえます。

（総務省：平成24年度決算カード）

資料編

図表でみる小矢部市

Q6 小矢部市の借入残高はどれくらいあるのですか？

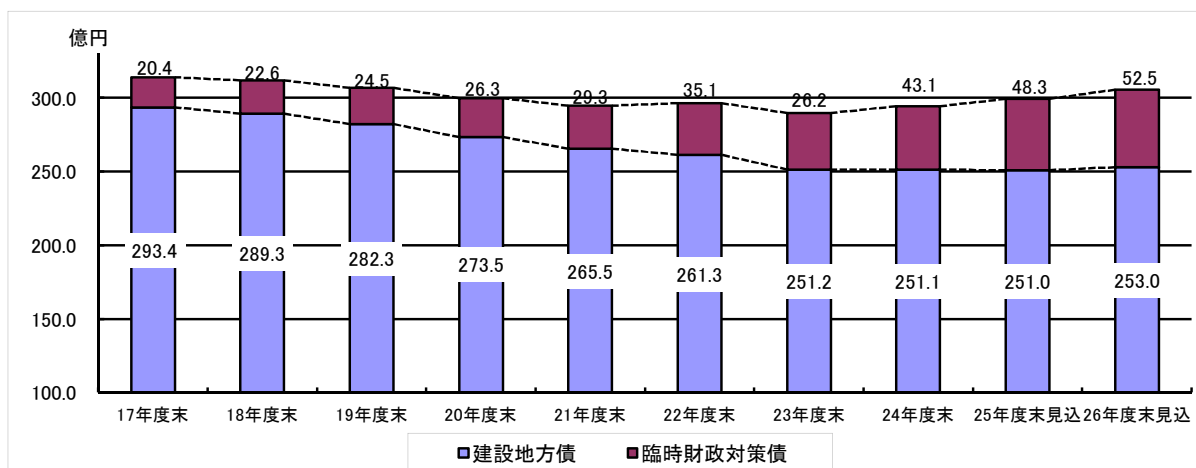
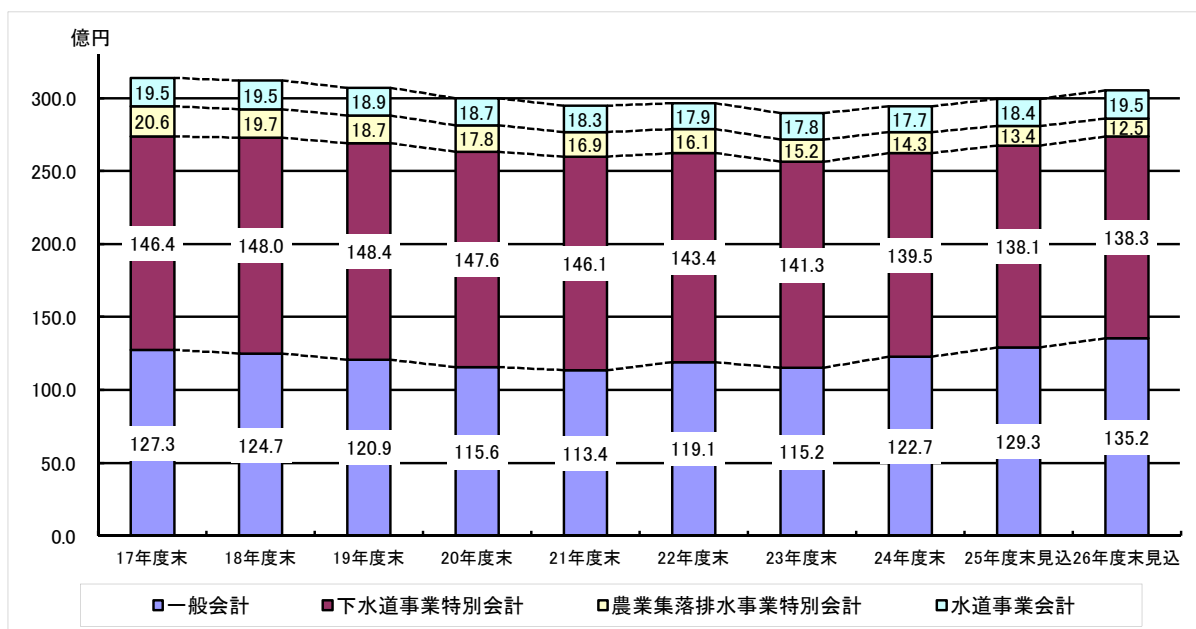
借入金に当たる地方債（市債）は、原則として① 文教施設、厚生・福祉施設などの公共施設の建設事業、② 料金収入により償還の財源が確保される上下水道などの公営企業の事業、③ 突発的に発生した災害復旧事業などの財源とする場合に限り、発行が認められています。

しかしながら、経済情勢の悪化に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込み、地方財政全体において財源不足が生じたことから、国は、平成13年度以降、財政対策として特別な地方債（これを「臨時財政対策債」といいます。）の発行を認めることで対応してきました。

下のグラフに表れているとおり、①から③までの建設地方債に係る地方債残高は横ばい状態が続いていますが、景気後退等の影響を受け臨時財政対策債の発行額が年々増える傾向にあるため、一般会計の地方債残高が21年度末以降、増加傾向にあります。

また、平成26年度末残高見込みは小中学校体育館の天井改修や、社会資本整備計画に基づく新たな事業着手により、建設地方債の借入額の増が見込まれているためです。

市では、平成16年12月策定の「小矢部市行財政改革大綱」により、引き続き、借入額を償還額の範囲内にするように努め、地方債の残高が小さくなるよう取り組んでいきます。また、借入にあっても、後年度の交付税措置の高いものを優先的に借入し、財成の健全化に努めていきます。



※平成24年度までは決算額、25年度以降は予算額を表しています。

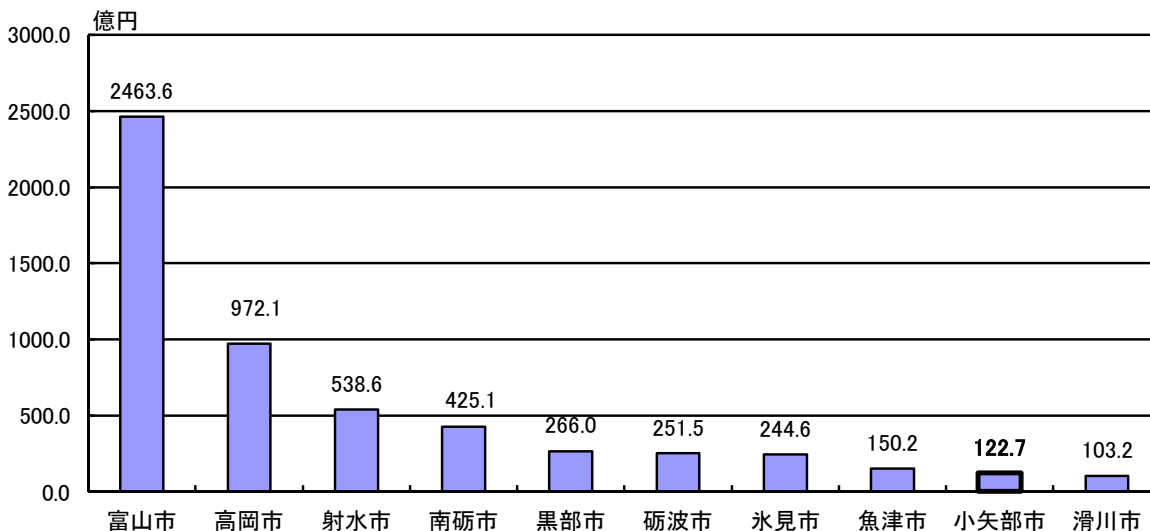


クローズアップ

地方債残高(平成24年度末残高)

地方公共団体の「借入金」に当たる地方債の残高を、県内10市で比較してみました。

地方債残高を比較してみましょう

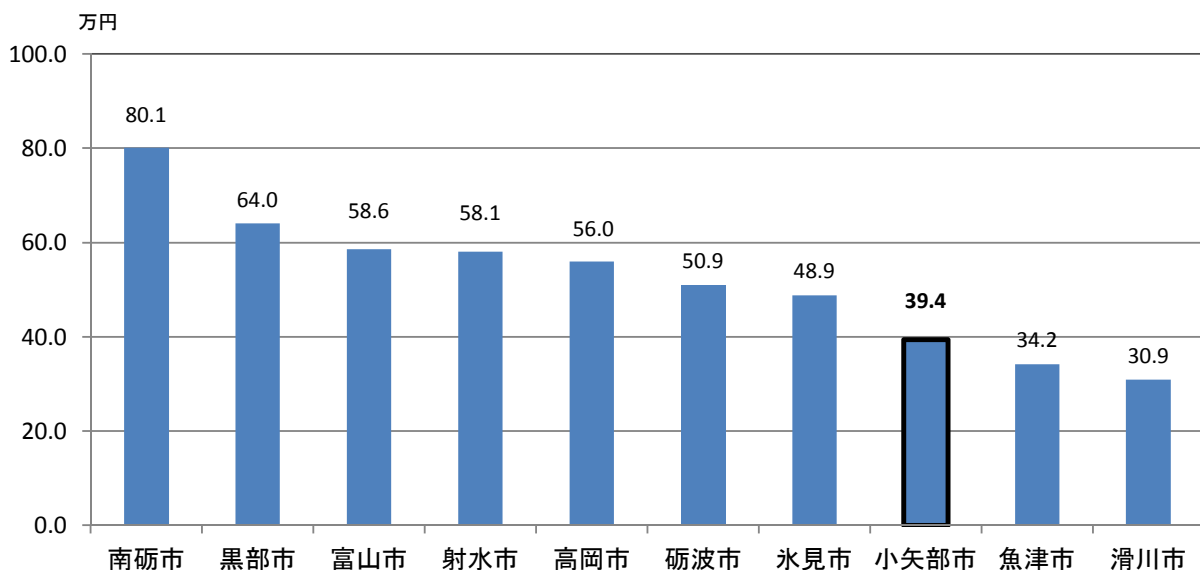


(総務省：平成24年度決算カード「地方債現在高」)

平成24年度末の県内各市の地方債残高(普通会計)は、上記のとおりです。金額が大きい団体・小さい団体と様々ですが、団体によって財政規模(予算規模)や人口・面積など、基本的な条件が異なっていますから、その団体にとってその負担が大きい・小さいとは一概にいうことができません。

地方債は、主に公共施設や道路など建設事業などに充てられています。そういう意味では、地方債残高とインフラ整備の状況をあわせて比較することが必要かもしれません。

では、1人当たりの地方債残高はどうでしょう



(総務省：平成24年度決算カード「地方債現在高」 / 「平成25年4月1日住民基本台帳人口」)

住民1人当たりの地方債残高は、上記のとおりです。

地方債はあくまで借金(ローン)であり、その返済を避けることはできません。地方債の場合、後世の市民が納める税金等がその償還(返済)財源となります。そのため、将来の人口や労働力人口などの見通しを基に、将来過度な負担とならないよう、地方債残高を減らしていく努力が必要です。

資料編

図表でみる小矢部市

Q7 小矢部市の基金残高はどれくらいあるのですか？

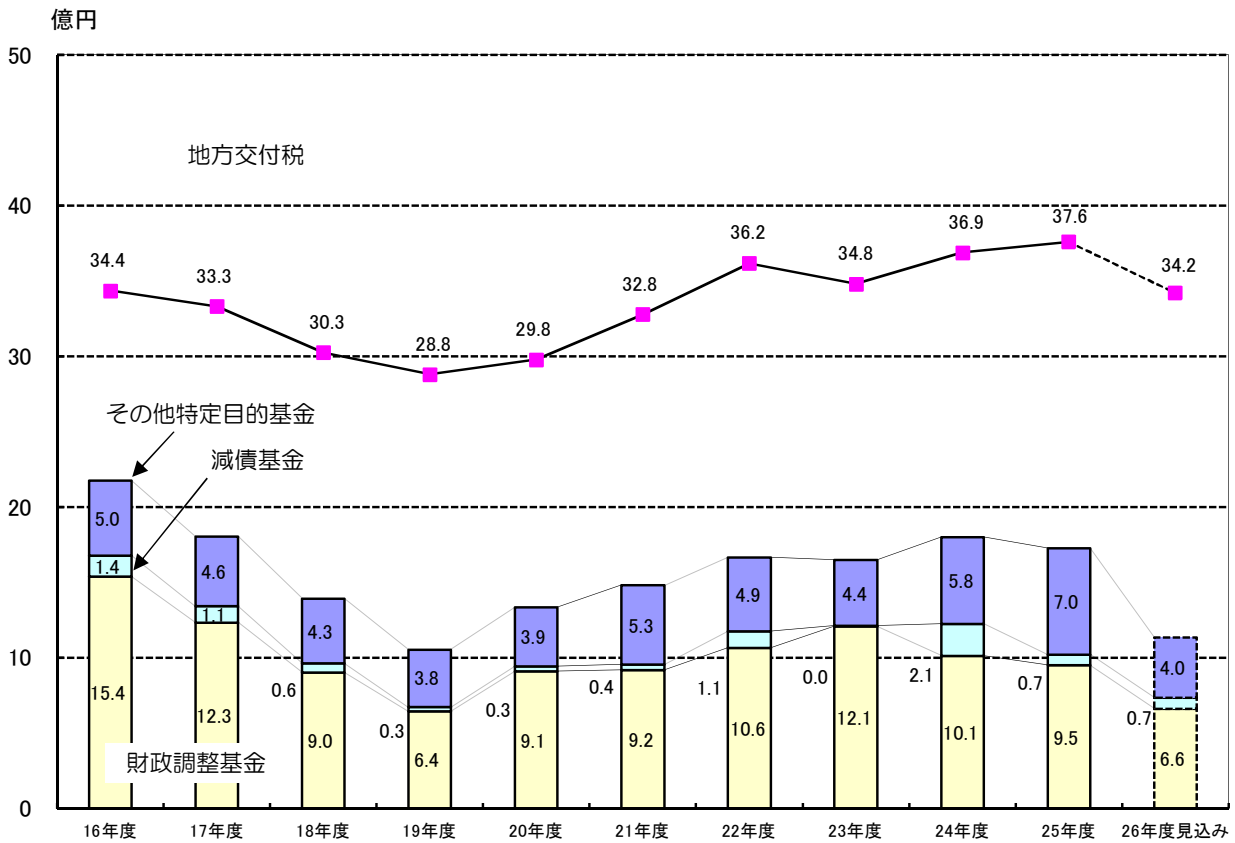
小矢部市（一般会計）の貯金に当たる基金の状況は、次のようになっています。

下のグラフでも分かるように、財政調整基金や減債基金・その他特定目的基金は、国の三位一体改革により減少してきた地方交付税などの歳入不足を補うために、毎年度、相当の額を取り崩してきました。その結果、19年度末には、これら基金の合計額は、約10億5000万円にまで減少しました。

近年は、国の地方財政対策により地方交付税がやや増える傾向にあることや行財政改革への取組みにより、歳入不足が小さくなり、財政調整基金をはじめとする基金総額もわずかながら増額となってきています。

25年度末には借入利率の高い借入金を繰上償還したことにより、減債基金が減少しております。

しかしながら、市町村の財政状況は急激に改善するものではありません。これからも行財政改革を着実に推進していくなど継続した取り組みが必要です。



※用語の説明

財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための積立金をいいます。
減債基金	公債費（借入金の元金利息）の償還を計画的に行うための積立金をいいます。
その他特定目的基金	上記以外の特定の目的のために積み立てられている積立金をいいます。

※ 上記の「折れ線グラフ」で、平成25年度までは決算額を、平成26年度については見込み額を示しています。

※ 上記の「棒グラフ」で、平成25年度までは各年度末の基金残高を、平成26年度については年度末の基金残高（見込み）を示しています。

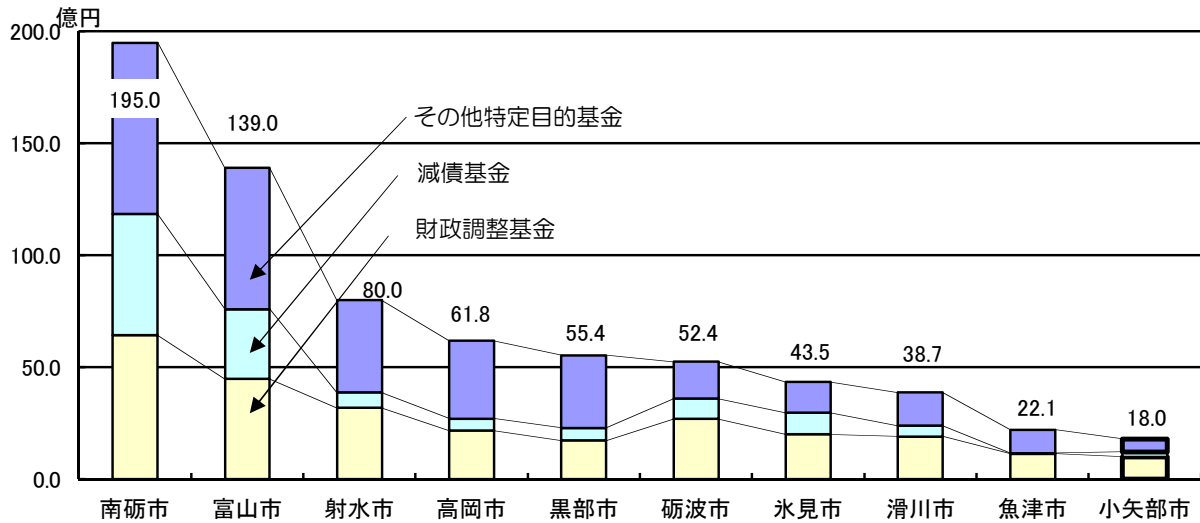


クローズアップ

基金残高(平成24年度末残高)

地方公共団体の「貯金」に当たる基金残高を、県内10市で比較してみました。

基金残高を比較してみましょう

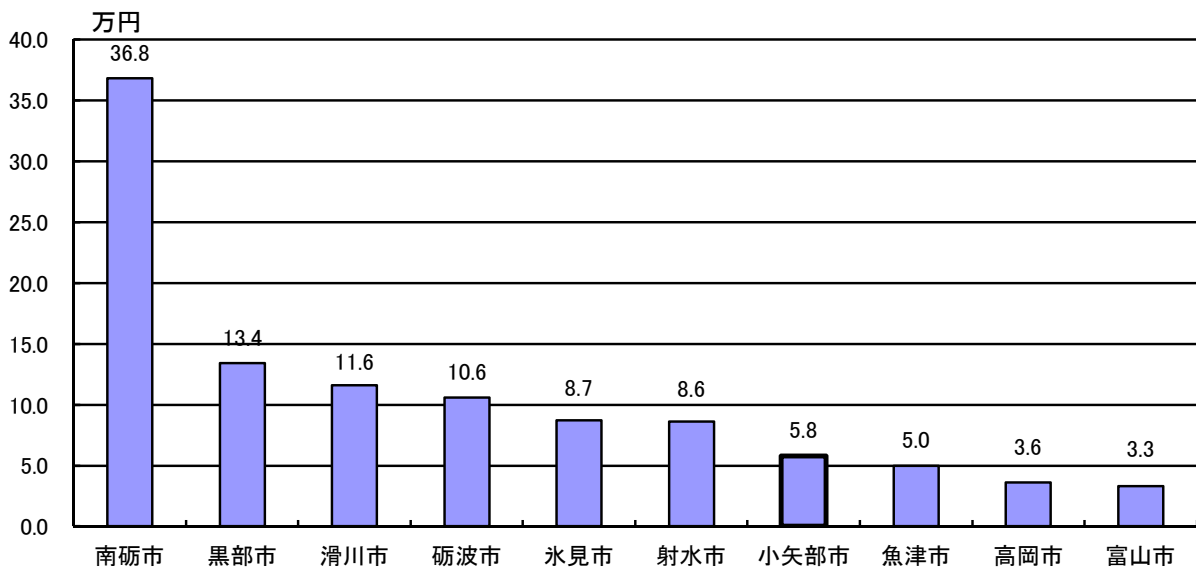


(総務省：平成24年度決算カード「積立金現在高」)

平成24年度末の基金残高(普通会計)は、上記のとおりです。こちらにも、合計額が大きい団体・小さい団体と様々ですが、近年は基金残高が減少してきているといえるでしょう。

基金残高が「この程度あれば・・・」といった目安は特段ありませんし、人口や財政規模(予算規模)も様々ですから一概にいうことはできません。基金を大量にただ貯め込んでいるという状態も問題でしょうが、かといってあまりに少ないと、災害など不測の事態や将来の大規模な事業への対応などが難しくなります。

では、1人当たりの基金残高はどうでしょう



(総務省：平成24年度決算カード「積立金現在高」/「平成25年4月1日住民基本台帳人口」)

住民1人当たりの基金残高は、上記のとおりです。

突出して多い南砺市を除き、9市はその差が10万円程度の範囲内となっています。地方債残高は「借金の残高」、基金残高は「貯金の残高」を表しているといえます。どの団体も借金の残高に比べて、非常に小さな貯金の残高となっていることが分かります。

資料編

図表でみる小矢部市

Q8 小矢部市の財務諸表はどうなっていますか？

小矢部市では、新地方公会計改革への取組みとして、「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に示された作成基準により財務諸表（平成24年度決算）を作成しました。

《貸借対照表》

住民サービスを提供するために保有している財産と、その資産をどのような財源で賄ってきたかを総合的に対照表示した財務諸表であり、左右がバランスがとれている表であることから「バランスシート」とも呼ばれています。

【借方】		【貸方】	
	普通会計		普通会計
○資産の部		○負債の部	
1 公共資産	636億1157万円	1 固定負債	143億5853万円
①有形固定資産	636億0386万円	①地方債	112億5045万円
②売却可能資産	771万円	②退職手当引当金	26億872万円
		③その他	4億9936万円
2 投資等	18億6420万円	2 流動負債	12億2894万円
①投資及び出資金	8億6324万円	①翌年度償還地方債	10億1784万円
②貸付金	5518万円	②その他	2億1110万円
③基金等	7億3096万円		
④その他	2億1481万円		
3 流動資産	17億8496万円		
①現金預金	17億2957万円	負債合計	155億8747万円
②未収金	5539万円	○純資産の部	516億7325万円
		純資産合計	516億7325万円
資産合計	672億6073万円	負債・純資産合計	672億6073万円

※表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所があります。

小矢部市の資産形成に充当された財源の内訳をみると、普通会計では、将来返済しなければならない負債は23.2%、返済を要しない純資産は76.8%となっています。

また、小矢部市の保有する資産のうち有形固定資産は普通会計では94.6%を占めています。これは、道路や公園のほか、小・中学校や保育所、その他公共施設など多くの有形固定資産があるためです。

《行政コスト計算書》

項 目		普通会計
経常行政コスト ①		123億3812万円
1	人件費	16億5732万円
	退職給与引当金繰入	2億4761万円
	賞与引当金繰入	1億790万円
	人にかかるコスト	20億1283万円
2	物件費	18億7815万円
	維持補修費	2億5616万円
	減価償却費	20億9722万円
	物にかかるコスト	42億3153万円
3	社会保障給付	16億8486万円
	補助費等	15億4787万円
	他会計等への支出金	19億2196万円
	他会計等への公共資産整備補助金	7億3742万円
	移転支的的なコスト	58億9211万円
4	支払利息など	2億166万円
	その他のコスト	2億166万円
経常収益 ②		6億267万円
純経常行政コスト (①-②)		117億3545万円

※表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所があります。

行政コスト計算書は、資産形成につながらない人的サービスや給付サービスなど本市が提供した行政サービスにどれだけのコストがかかったかを表しています。

年間、多くの経常行政コストがかかっていますが、最も大きな割合を占める経常行政コストは「福祉に関するコスト」であり、普通会計では32.0%を占めています。

※ ホームページでは、貸借対照表と行政コスト計算書のほか、純資産変動計算書や資金収支計算書も公表しています。

Q9 特別職と職員の給与等の状況はどうなっていますか？

○特別職の給料及び市議会議員の報酬

特別職の給料及び市議会議員の報酬は、次のとおりです。

市長・副市長・教育長の給料は、「小矢部市特別職報酬等審議会」の意見に基づいて平成18年に改定され、平成19年1月1日から適用されています。

	給料	県内市平均
市長	830,000円	912,300円
副市長	710,000円	746,900円
教育長	610,000円	628,700円
	報酬	県内市平均
議長	445,000円	507,000円
副議長	390,000円	451,700円
議員	360,000円	421,600円

※ 県内市平均は、県内10市の特別職の給料及び市議会議員の報酬（平成26年1月15日現在）の単純平均です。

○職員給与の状況

小矢部市職員の給与の状況は、次のとおりです。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
24年度	人 231	千円 867,734	千円 113,684	千円 297,409	千円 1,278,827	千円 5,536

※ 平成24年度普通会計決算額を基に作成しています。

※ 職員数は平成24年4月1日現在の人数です。

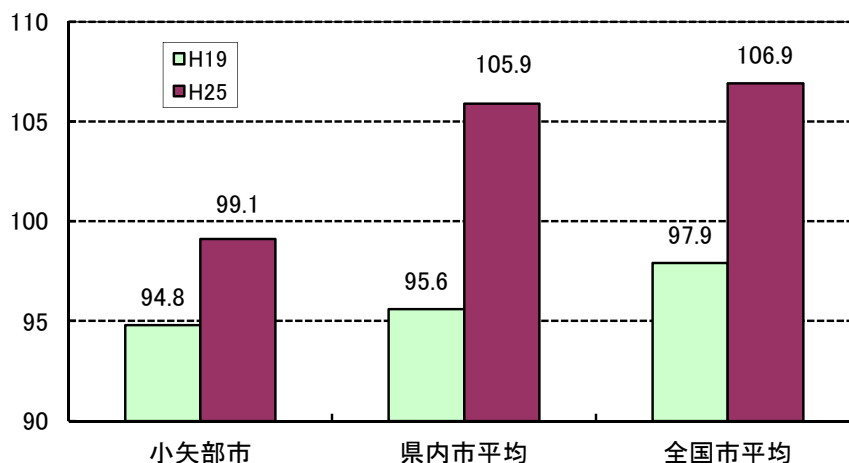
（水道、下水道、国民健康保険等担当職員は除く。）

※ 職員手当には退職手当を含んでいません。

○ラスパイレス指数の状況

この表は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

小矢部市は、県内市平均や全国平均と比較すると低い水準にあります。



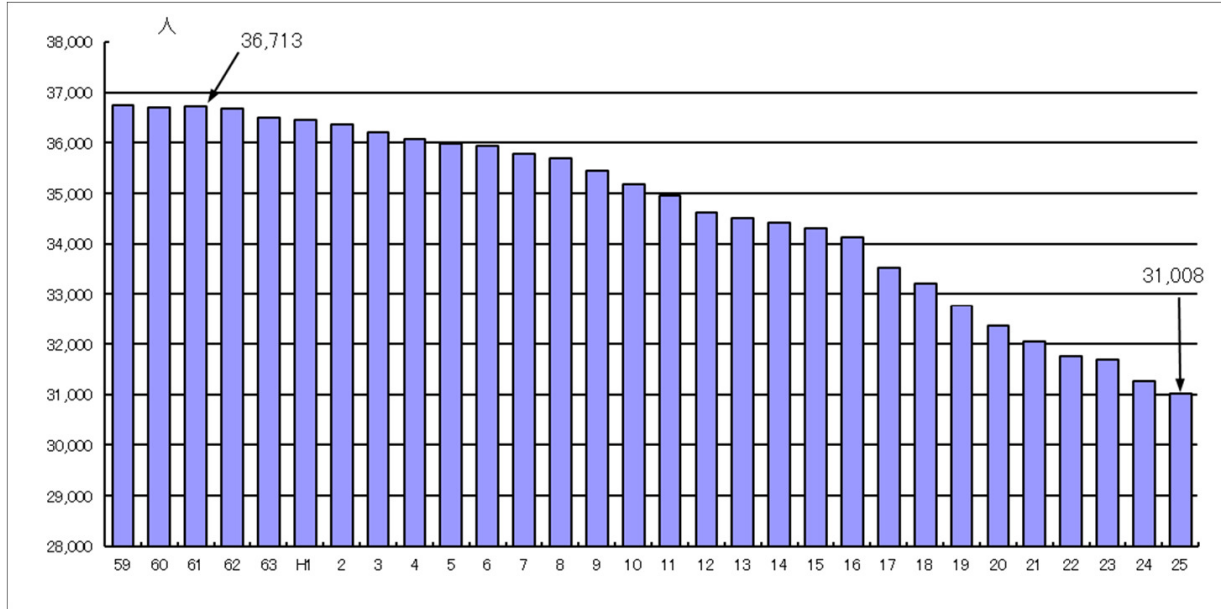
*平成25年度は、国家公務員給与が臨時的に平均7.8%削減されたことから、地方公務員給与水準が相対的に高くなっています。

資料編

図表でみる小矢部市

Q10 小矢部市の人口推移はどうなっていますか？

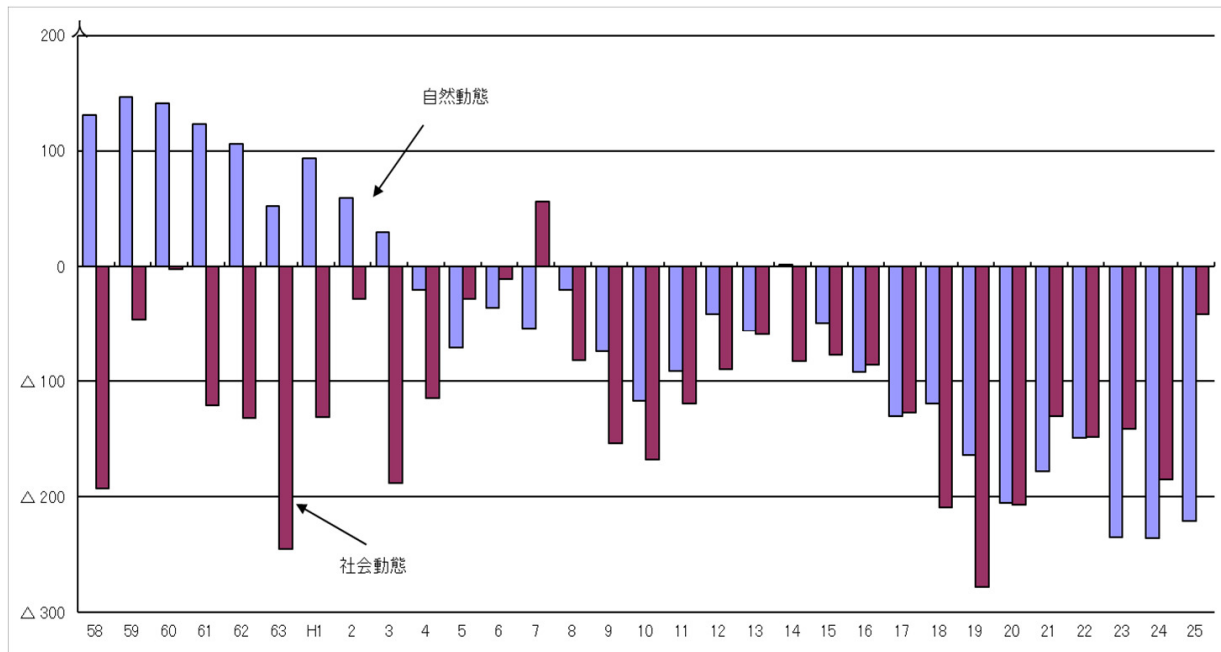
小矢部市の人口は昭和61年をピークに減少が続いています。
小矢部市第6次総合計画では、「子育て支援」「地域産業活性化」「企業立地推進」「定住促進」そして「観光振興」を人口増対策のための重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組んでいます。



資料：富山県「富山県の人口」（各年10月1日現在の人口）

Q11 小矢部市の人口動態はどうなっていますか？

平成4年以降、自然動態の減少が続いています。平成25年は221人の減となっています。
また、転出する人の数が転入する人の数を上回っており、社会動態も減少が続いていますが、平成25年は過去10年で最少の41人の減にとどまりました。人口減少に歯止めをかけるため、引き続き定住促進施策を推進していきます。



資料：富山県「富山県の人口」（各年10月1日現在の人口）

Q12 社会動態の内訳はどうなっていますか？

平成24年10月1日から平成25年9月30日までの社会動態を年齢別（5歳区分）にみると、転出者の約56%は20～34歳の年齢層が占めています。

平成21年度から小矢部市の魅力満載の絵本やCMを作成するなど、市内外の若者やファミリー世代に対して小矢部市の魅力や施策を積極的に提供しており、26年度も引き続き取り組んでまいります。

(単位:人)

年齢階級	転入	転出	社会動態
0 - 4 歳	62	35	27
5 - 9 歳	13	16	△ 3
10 - 14 歳	5	10	△ 5
15 - 19 歳	23	42	△ 19
20 - 24 歳	121	134	△ 13
25 - 29 歳	133	142	△ 9
30 - 34 歳	120	92	28
35 - 39 歳	74	74	0
40 - 44 歳	40	39	1
45 - 49 歳	26	16	10
50 - 54 歳	18	15	3
55 - 59 歳	17	11	6
60 - 64 歳	11	12	△ 1
65 - 69 歳	3	2	1
70 - 74 歳	4	2	2
75 - 79 歳	1	3	△ 2
80 - 84 歳	4	4	0
85 - 89 歳	6	8	△ 2
90 - 94 歳	0	4	△ 4
95 - 99 歳	0	0	0
100歳以上	0	1	△ 1
計	681	662	19

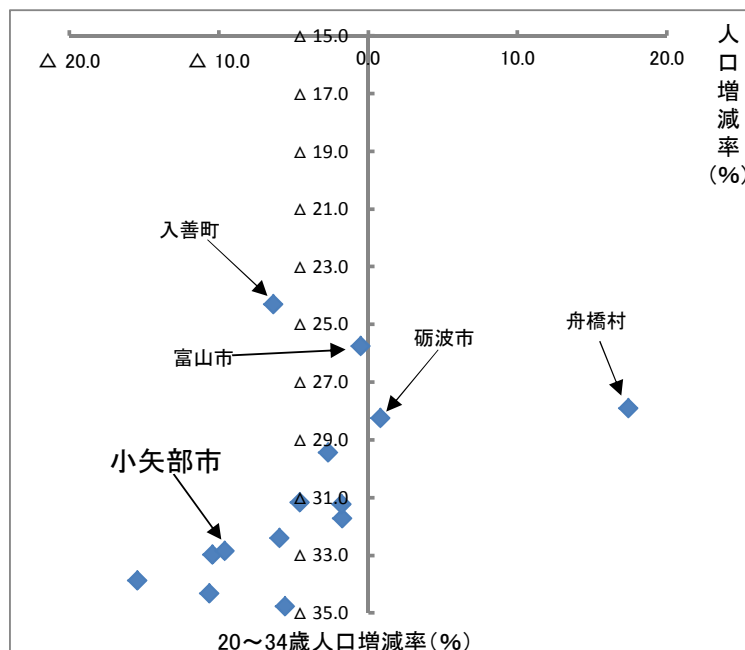
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

Q13 県内市町村において人口の増減に傾向はありますか？

市町村の人口と20～34歳人口について、10年前の数値と比較し、それぞれの増減率について図示しました（平成25年10月1日と平成15年10月1日の数値を比較しました）。

この10年間は、全ての市町村で20～34歳の人口が大きく減少しています。市町村人口が増加している市町村では若者やファミリー世代の人口減少率が低い傾向にあります。

小矢部市では、定住促進助成や子育て支援の充実を図り、定住人口の増加に努めています。



資料：富山県「富山県の人口」（各年10月1日現在の人口）

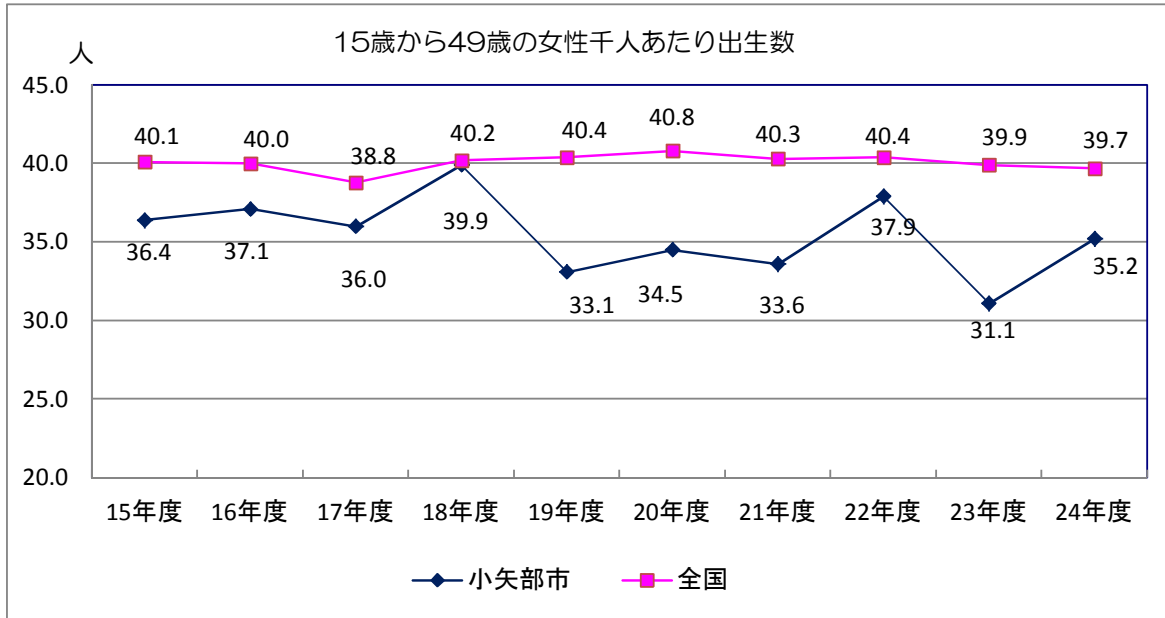
資料編

図表でみる小矢部市

Q14 小矢部市の出生数は全国と比べるとどうなっていますか？

下のグラフは出産年齢を15歳から49歳とした場合の女性千人あたりの出生数を表したものです。全国的に出生率が下がってきていると言われていますが、その値と比較しても小矢部市の千人あたり出生数が低いことがわかります。

小矢部市は生み育てやすいまちづくりを目指し、各種施策に積極的に取り組みます。



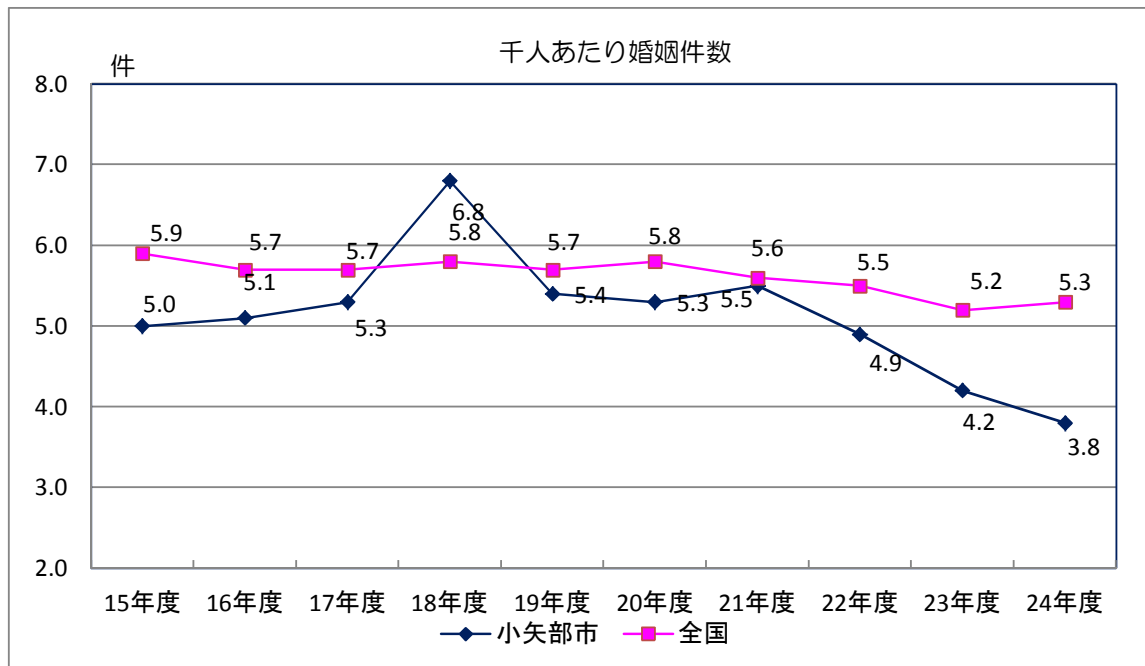
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

Q15 小矢部市の婚姻件数はどのような状況ですか？

下のグラフは人口千人あたりの婚姻件数を表したものです。

全国でも未婚化、晩婚化が進むなか、小矢部市もその例外ではありません。

人口増対策の一環として、平成24年度から結婚活動支援事業を実施しています。

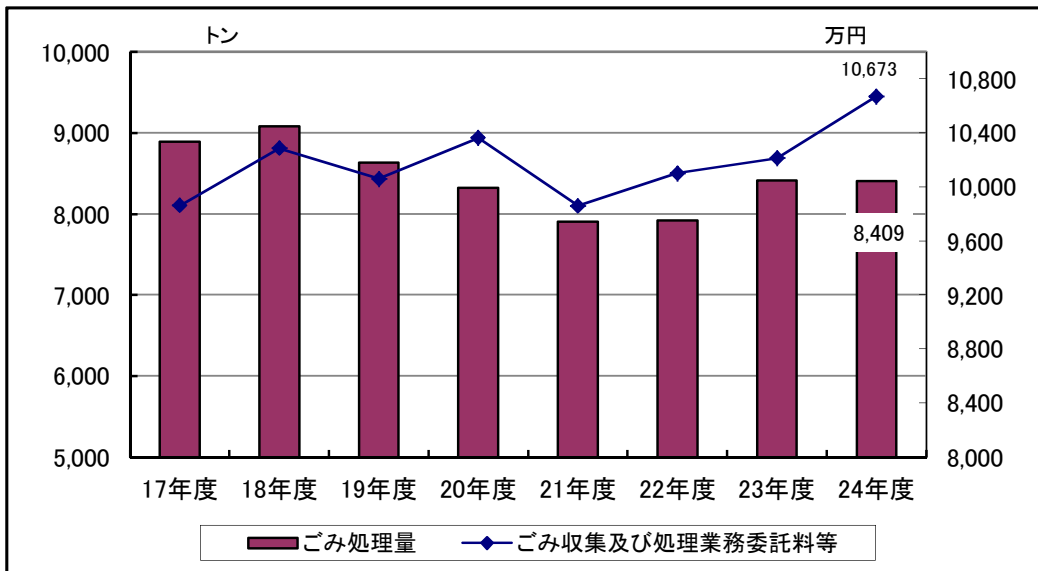


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

Q16 ごみの排出量は年間どれくらいですか？

小矢部市が収集するごみのうち「燃えるごみ」は、ごみ排出量全体の約4分の3に上ります。これら「燃えるごみ」の焼却処理は、高岡市と氷見市に有料で委託しています。なお、26年度中には高岡地区広域圏ごみ処理施設が完成し、そこで焼却処理を行うため、ごみ焼却処理委託料の減を見込んでいます。市民一人ひとりの心がけによるごみの排出量の減量は、市の支出の抑制や地球温暖化の防止につながります。

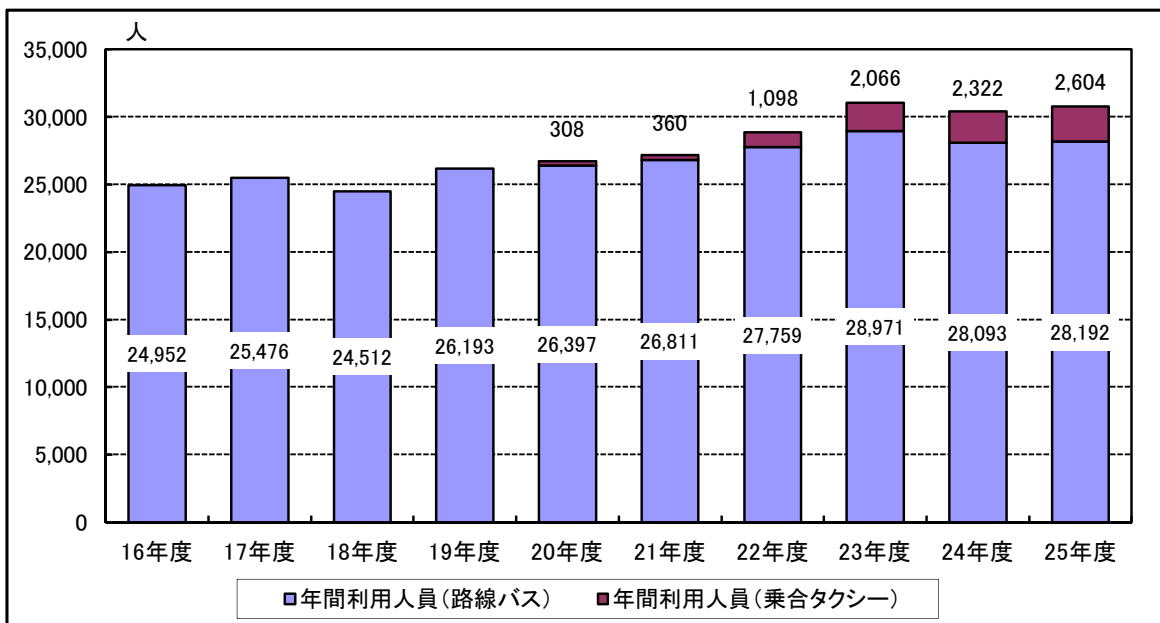
ごみの排出量と可燃ごみ処理委託料の推移



資料：生活環境課

Q17 小矢部市営バスの乗降客数はどれくらいですか？

小矢部市では、市民の交通の利便を確保するため市営バスとして、路線バスと乗合タクシーを運行しています。路線バスでは、高齢者の方をはじめ多くの市民のみなさんにご利用いただくため、22年度から3台体制で運行しております。20年度以降、乗降客数は路線バス、乗合タクシーともに増加傾向にあります。全路線が総合保健福祉センターを乗り継ぎの拠点とし、石動駅や北陸中央病院と接続しており、とても便利にご利用いただけます。ぜひ、通勤・通学、買い物、通院等にご利用ください。



資料：生活環境課

資料編

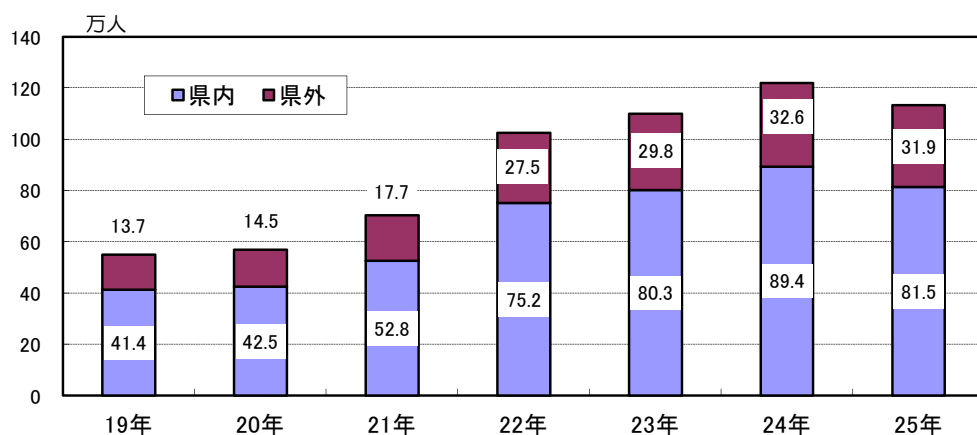
図表でみる小矢部市

Q18 小矢部市への観光客数はどれくらいですか？

市内の施設や宿泊施設、各種イベントに訪れた観光客の推移を表しています。平成21年10月には道の駅「メルヘンおやべ」がオープンしたこともあり、市内を訪れる観光客は増加傾向にあります。また、特に平成24年度は市制50周年事業として各種イベントが開催されたこともあり、市内外の観光客が増加しました。

昨年同様、中京圏や関西圏でのPRイベントにて小矢部市の観光や情報発信を行うとともに、平成27年北陸新幹線開業に向けて首都圏や沿線都市での出向宣伝や広告宣伝活動を強化いたします。大都市圏からの観光客の2次交通確保のため、本年度も観光周遊バス「義仲・巴号」の運行を実施するとともに、倶利伽羅源氏が峰展望台の整備を行い、「義仲・巴」大河ドラマ誘致に向けて積極的に取り組んでいきます。

小矢部市への観光客入込数の推移



出所：観光振興課

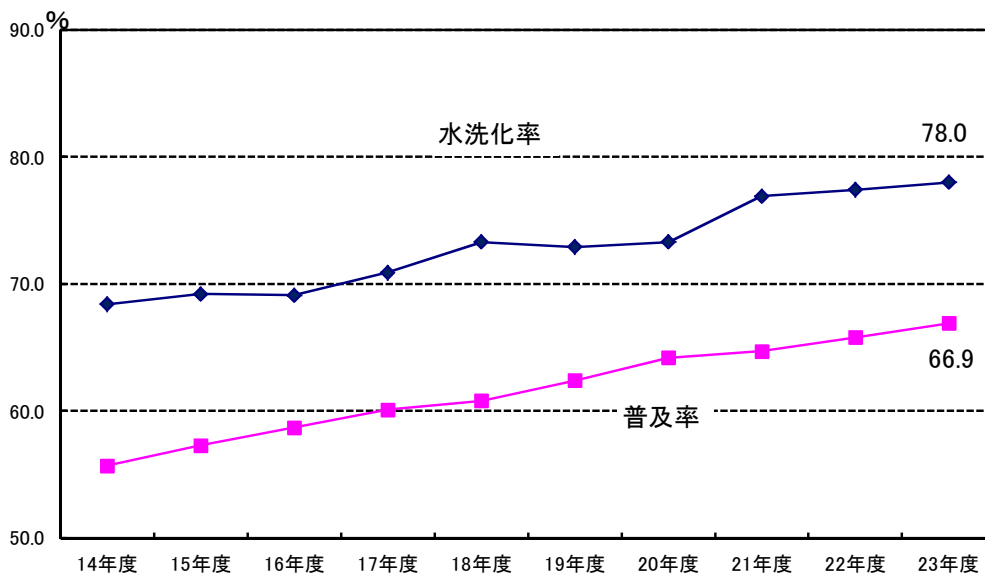
Q19 小矢部市の水洗化率はどれくらいですか？

小矢部市の水洗化率は、平成24年度末現在で78.0%です。

下水道事業は、下水道を使用している皆さんからの使用料を主な収入として維持管理を行っています。

法律では、公共下水道供用開始から原則3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造することとなっています。本市では、くみ取り便所から水洗便所に改造するため資金を借り入れた場合の利子補給制度を整備しており、平成26年度は、限度額の引き上げを行い、一層の促進を目指します。

下水道水洗化率と普及率



出所：上下水道課

算出方法：水洗化率＝水洗化人口（外国人含）／処理区域内人口

普及率＝処理区域内人口／人口総数

※ 水洗化人口には合併処理浄化槽設置者は含まれていません。

Q20 市民1人当たりの医療費はどれくらいかかっていますか？

近年、高齢化の進展に伴い、総医療費の上昇が続き、1人当たり医療費についても16年度以降大幅に上昇し、国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計を圧迫しています。

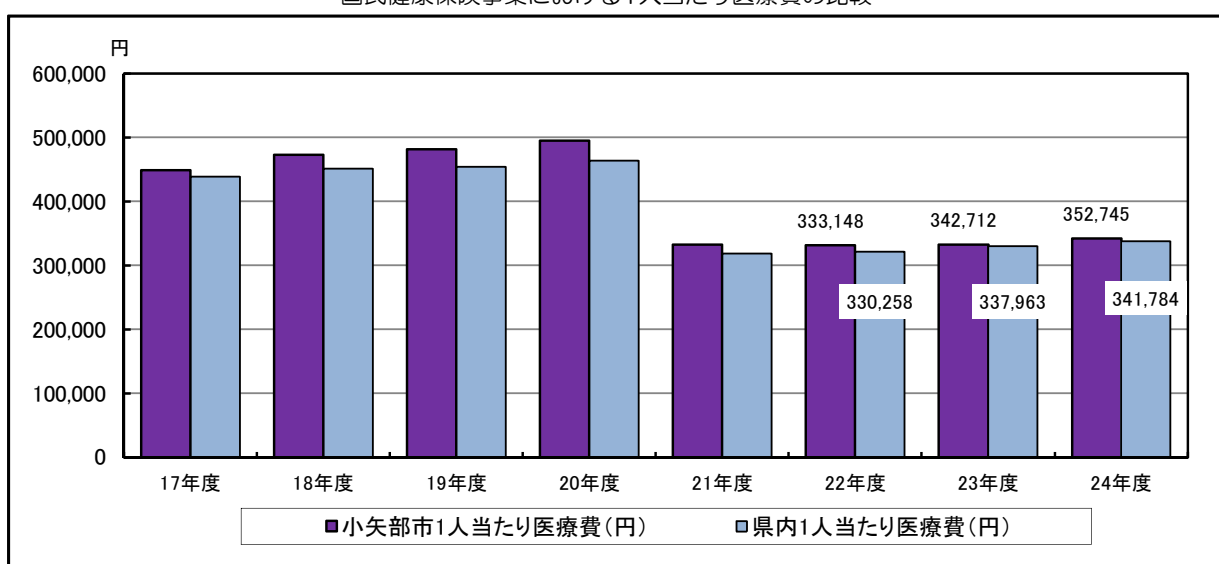
毎日、生き活きと健康に過ごすため、バランスのよい食事、適度な運動や十分な休養に心がけましょう。

《国民健康保険事業分》

国民健康保険事業は、加入者の保険料と国からの負担金などを主な収入源とし、医療費の支払いに充てています。

なお、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたため、平成19年度からの減少は大きいですが、平成20年度以降は、ほぼ横ばいとなっております。

国民健康保険事業における1人当たり医療費の比較



資料：市民課

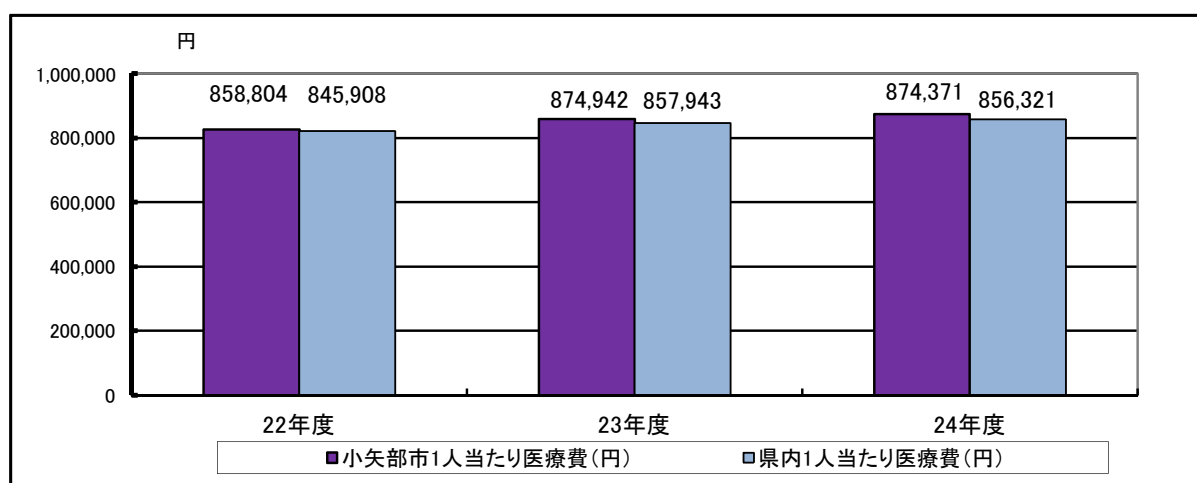
《後期高齢者医療事業分》

後期高齢者医療事業は、平成20年度に創設されたもので、加入者の保険料と国からの負担金などを主な収入源とし、医療費の支払いに充てています。

小矢部市1人当たり医療費は、県内水準と同様に、年々増加傾向にあります。

平成24年度の市民1人当たりの医療費は、平成23年度に比べ、やや減少しました。

後期高齢者医療事業における1人当たり医療費の比較



資料：市民課



「子どもに関する施策」には、どのようなものがありますか？

	妊娠・出産	子どもの年齢								
		0歳					1歳	2歳	3歳	
		0か月	1か月	4か月	6か月	10か月				
地域支援	母子保健推進員による活動									
健康相談 (各種教室等)	ママパパ 講座	母乳相談			10か月児 健康相談会					
		こんにちは 赤ちゃん訪問								
		新生児・未熟児訪問		乳児訪問		幼児訪問				
		子どもの健康相談 たんぼぼ相談会					ことばと遊びの親子教室 (ペンギン親子教室)			
健康診査	妊婦一般・産婦 健康診査	4か月児 健康診査		1歳6か月 児健康診査		3歳児 健康診査				
		乳児一般健康診査 第1回：3～6か月 第2回：9～11か月								
		乳幼児発達相談会								
歯科保健	妊婦歯科 健康診査	歯の相談会				歯科健診・フッ素塗布 5回(1歳6か月～3歳6か月)				
予防接種	ヒブ・小児肺炎球菌 (2か月～) BCG (3～12か月)		ポリオ・ジフテリア ・破傷風・百日咳 (3か月～)		麻しん・ 風しん		日本脳炎			
保育所 幼稚園	(保) マイ保育所制度		(保) 乳児保育			(保) 早朝保育 (保) 延長保育 (保) 土曜保育 (保) 一時預かり (幼) 早期入園 (3歳) (幼) 預かり保育 (3歳)				
						子育て相談会 (こあら相談会) ことばの教室				
児童手当 (児童1人あたり) ※所得制限あり 月額5千円	月額1万5千円					月額1万円 (第3子以降は 1万5千円)				
医療費助成 (所得制限なし)	妊産婦医療費助成									
	子ども医療費助成 (中学3年生まで)									
その他	出産一時金 (国保)	子育て応援券の配布 (第1子と第2子は1万円・第3子以降は3万円)								
	誕生祝い 事業									
	産婦人科 開設助成									
	出産等支援 交通費助成									
	妊娠・出産	0か月	1か月	4か月	6か月	10か月	1歳	2歳	3歳	
		0歳								
	子どもの年齢									

現在の小矢部市において、「人口増対策」は最重要施策の1つです。そのため、生み育てやすい環境づくりを目指して、積極的に様々な事業に取り組んでいます。

小矢部市が実施していることにも関する施策を年齢別にわかりやすくまとめましたのでご覧ください。

こどもの年齢									
4歳	5歳	6歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学生～
			7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳～
幼児訪問									
こどもの健康相談 たんぼぼ相談会									
ことばと遊びの親子教室 (ペンギン親子教室)									
		就学時健診							
フッ素洗口 (保育所・幼稚園)			フッ素洗口 (小学校・中学校)						
麻疹・風しん			日本脳炎			ジフテリア・破傷風	子宮頸がん (中学1年生～ 高校1年生)		
(保) 早朝保育 (保) 延長保育 (保) 土曜保育 (保) 一時預かり (幼) 預かり保育									
子育て相談会 (こあら相談会) ことばの教室									
月額1万円 (第3子以降は1万5千円)								月額1万円 (中学生)	
こども医療費助成 (中学3年生まで)									
			地域おやべっ子教室の実施						
			放課後児童クラブの実施 (土曜日はおたにて実施)						
			就学支援 (中学3年生まで)						
4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳～
			小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学生～
こどもの年齢									

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	1	2	3
1 担当課	企画政策課	企画政策課	企画政策課
2 補助金名	小矢部市定住促進助成金	小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金	小矢部市三世代同居推進リフォーム助成金
3 補助（助成）目的	定住人口の増加を図るため、市内において住宅を取得し、そこにお住まいになっている方に対して助成金を交付する。	転入世帯及び新婚世帯の市内定着を促進し、定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成する。	子どもを産み育てやすい環境づくりや高齢者の孤立防止に寄与するとともに、定住人口の増加を図るため、小矢部市における三世代同居を推進し、既存住宅のリフォーム工事を行う方にその費用の一部を助成する。
4 補助（助成）要件	次の条件を全て満たすこと。 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 世帯全員の市税等（国民健康保険税を含む）に滞納がないこと。	次の条件を全て満たすこと。 (1) 世帯全員が本市に住所を有する者 (2) 平成22年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅に新たに入居する者 (3) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない者 (4) 世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者 (5) 世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む）を滞納していない者 (6) 生活保護法による保護を受けていない世帯に属する者	以下の全てを満たすこと ①平成26年4月1日以降に着工する工事であること ②「親と子と孫」を基本とする三世代以上の直系親族が同居し、同一世帯であること ③世帯全員が小矢部市に住所を有し、助成対象の住宅に居住していること（実績報告提出時までに同居する予定の人を含む） ④市内業者（支店、営業所含む。）が施工する対象経費の合計が50万円以上の工事であること ⑤世帯員のいずれかが市内に所有する戸建住宅であること（賃貸住宅は対象外です。） ⑥世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと ⑦交付決定を受けた後に工事に着工し、申請年度の末日までに実績報告書を提出できること ※申請は、1住宅1回限りです。複数のリフォームを同時期に行う場合は、まとめて申請してください。
5 補助（助成）対象者	自らの居住の用に供するために市内において住宅を取得した者であって、市内に住所を有し、当該住宅に入居する者 (1) 住宅を建築 ①更地に住宅を建築した場合 ②元の住宅を（全て）取壊し、同じ場所に住宅を建築した場合 (2) 住宅を購入 ①新築住宅を購入した場合 ②中古住宅を購入した場合	転入世帯又は新婚世帯の世帯主で、助成要件全てに該当する者	次の条件を全て満たすこと ①市内の助成対象住宅に居住し、住民登録・外国人登録をしていること ②リフォーム工事の契約者 ③過去にこの助成金の交付を受けていないこと
6 補助（助成）対象経費	建物の取得額の10%（千円未満の端数切捨て）	毎月の契約家賃から住宅手当等を差し引いた額（千円未満の端数切捨て）	「住宅の建物本体の居住部分に対して行う」ものであり、かつ「市内業者が施工する対象経費の合計が50万円以上」のリフォーム工事。 ※対象工事の詳細な内容は、企画政策課に備えつけの「申請の手引」や、ホームページでもご覧いただけます。
7 補助率	(1) 同じ敷地内で住宅を取得した場合 10万円 (2) 市内の中で転居して住宅を取得した場合 20万円 (3) 転入者で市内にて住宅を取得した場合 100万円+10万円に中学生までの児童の数を乗じた額の合算額	(1) 交付期間 ①転入世帯 1年間 ②新婚世帯 2年間 ③転入世帯かつ新婚世帯 2年間 (2) 助成限度額 ①転入世帯 月額1万円 ②新婚世帯 月額1万円 ③転入世帯かつ新婚世帯 月額2万円（2年目以降は月額1万円）	対象経費の10%（千円未満切捨）
8 補助限度額			10万円
9 H26予算額	2,690万円	1,310万円	500万円
10 その他（特徴的なこと）			工事を行う前に申請し、交付決定を受ける必要があり、交付決定通知書の通知日以降の着工のもののみ助成対象とします。 ただし、平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間の着工のものについては、特例として、交付決定通知を受理する前の着工でも助成対象と認めます。

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	4	5	6
1 担当課	総務課	総務課	農林課
2 補助金名	防災士資格取得補助金	小矢部市住宅災害見舞金	おやべの木活用促進事業補助金
3 補助（助成）目的	大規模災害の発生が懸念されるなか、市民の自助、共助を原則として社会の様々な場において、減災と社会の防災力向上のために十分な意識、知識及び技能を有する防災士の資格取得費用を助成することにより、地域における防災リーダーを養成し、地域防災力の更なる向上を図るとともに、自主防災会の育成を目的とする。	小矢部市に住所のある住宅が災害により罹災した場合、住宅災害見舞金を支給し、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。	小矢部市産木材の住宅への活用を促進し、優良な住宅の建設を図るため。
4 補助（助成）要件	NPO法人日本防災士機構が申請者を防災士として認証すること	世帯主が罹災時において現に居住する住宅（住民票に記載する住所に在る住宅で店舗部分を除く。）が、次の各号に掲げる災害により罹災したとき (1) 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の衝突その他これらに類する不慮の人為的災害及び落雷 (2) 風水害等による住宅損壊その他の自然災害（地震及び噴火によるものを除く。） ただし、前各号に規定する災害等の発生原因が、被害者の故意又は重大な過失による場合は、見舞金を支給しないものとする。	次の条件を全て満たすこと。 (1) 1戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む）及び付属建物（車庫・納屋）を市内で自ら居住するために新築・増改築・修繕・模様替えするものであること。 (2) 市内産木材を3㎡以上使用すること。 (3) 建築士が設計した建物（修繕・模様替えする場合は、その行為を建築士が建築基準に適合していると証明したものであること） (4) 市税に滞納がないこと。
5 補助（助成）対象者	自主防災会の推薦があり、防災士として認証された者	罹災した世帯の世帯主	小矢部市内で、市内産の木材を使用した個人住宅建設をするもの。
6 補助（助成）対象経費	1 防災士研修受講料 53,000円 2 防災士資格取得試験受験料 3,000円 3 防災士登録料 5,000円 4 市が指定する会場までの往復交通費		小矢部市産木材費
7 補助率	10/10		1㎡当たり2万円
8 補助限度額	補助対象経費	1 全壊 10万円 2 半壊 5万円 3 一部損壊 1万円 4 床上浸水 1万円	30万円
9 H26予算額	25万2千円	10万円	120万円
10 その他（特徴的なこと）			

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	7	8	9
1 担当課	農林課	農林課	農林課
2 補助金名	小矢部市鳥獣害防止対策推進事業補助金	小矢部市畦畔緑花推進事業補助金	狩猟免許取得促進補助金
3 補助（助成）目的	農業の振興のため、鳥獣による農林水産物の被害を防止し、又は軽減するため、鳥獣害防止対策を実施する者に対し補助金を交付する。	田の畦畔等の草刈り作業の軽減や農作業の安全確保を図るため、被覆植物（カバープランツ）を定植する者に対して補助金を交付する	わな猟免許の取得を促進し、市内における有害鳥獣捕獲の担い手確保を図るため。
4 補助（助成）要件	(1) 市内に住所を有する個人又は団体で市内において農林水産物を生産するものであること。 (2) 事業を実施する耕地等の面積が、概ね200㎡以上であること。 (3) 設置後自らの責任で維持管理できること。 (4) 市税等に未納がない者。	(1) 市内に住所を有する農業者（所有者、耕作者）又は団体（町内会、営農組合、生産組合等）。 (2) 対象施設は田の畦畔、農道の法面又は農業用排水路の溝畔等であること。 (3) 市税等に未納がないこと。	申請の日から過去1年以内に、新規にわな猟免許を取得した者
5 補助（助成）対象者	市内に住所を有する個人又は団体で、市内において農林水産物を生産する者	市内に住所を有する農業者（所有者、耕作者）又は団体（町内会、営農組合、生産組合等）。	市内に住所を有する個人
6 補助（助成）対象経費	防護柵、防護ネット、電気柵等の購入費	被覆植物（カバープランツ）の定植に係る資材費（苗、肥料、防草シート、シート押さえピン、除草剤、芝生シート等） 1㎡あたりの事業費が1,000円以内	わな猟免許新規取得の為の受験費用
7 補助率	1/3	1/2	10/10
8 補助限度額	個人の場合 10万円以内 団体の場合 構成員（個人の要件を満たしている者） 1人につき10万円以内	40万円	補助対象経費
9 H26予算額	60万円	150万円	2万1千円
10 その他（特徴的なこと）			H25受験費用 5,200円

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	10	11	12
1 担当課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
2 補助金名	雇用促進住宅退去者家賃助成金	木造住宅耐震改修支援事業補助金	耐震シェルター等設置支援事業補助金
3 補助（助成）目的	雇用促進住宅の廃止に伴い、退去を余儀なくされた定期借家契約者に対して、その居住の安定を確保し、継続的な居住に向けた支援を行うため家賃の一部を助成します。	旧の耐震基準で建設された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建物を耐震改修する場合に助成することで、木造住宅の耐震化の促進を図り、市民の「安全・安心な住まいの確保」に努めます。	地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的とします。
4 補助（助成）要件	(1) 小矢部市内の民間賃貸住宅に入居する方 (2) 民間賃貸住宅の家賃を滞納していない方 (3) 民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない方 (4) 入居後において世帯全員が小矢部市に住所があること (5) 世帯員に外国人を含む場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有し小矢部市に外国人登録をしていること (6) 世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと	旧基準木造住宅で、在来軸組工法による階数が2以下の一戸建てで、建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅その他市長が認めた木造住宅のうち、日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般耐震法又は精密診断法に基づき建築士が行う耐震診断で、総合判定が1.0未満とされた住宅。	(1) 補助対象者の居住の用に供されているもの (2) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て木造住宅で、日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般耐震診断法又は精密診断法に基づき建築士が行う耐震診断の結果、総合判定が1.0未満であるもの。
5 補助（助成）対象者	独立行政法人整理合理化計画（平成19年6月22日閣議決定）に基づき、廃止が決定された雇用促進住宅から退去される定期借家契約者	対象住宅の所有者で、市税及び国民健康保険税を滞納していない方。 ※同一年度内に耐震シェルター等設置支援事業補助金の交付を受けていないこと	対象の住宅に居住されている方で、市税及び国民健康保険税を滞納していない方。 ※小矢部市木造住宅耐震改修支援事業による補助金の交付を受けていないこと。
6 補助（助成）対象経費	住替え後の民間賃貸住宅の家賃月額から退去時の雇用促進住宅家賃月額及び住宅手当等を差し引いた額以内で、千円未満を切り捨てた額	(1) 日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法に基づく改修工事で、一般耐震診断又は精密診断の総合判定が1.0未満と診断された旧耐震基準木造住宅を1.0以上にする工事に要する費用 (2) その他市長が認める耐震改修	おやべ安心ルーム 部屋単位の補強で、市が推奨する工法により市内の工務店等が施工した場合に必要な費用 耐震シェルター、防災ベッド 住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有すると市長が認める耐震シェルター、防災ベッドを設置する費用
7 補助率	10/10	2/3	1/2
8 補助限度額	一世帯に対する助成金の限度額は月額1万円、交付期間は24月以内。	60万円	おやべ安心ルーム 30万円 耐震シェルター、防災ベッド 20万円
9 H26予算額	60万円	120万円	100万円
10 その他（特徴的なこと）			平成28年3月31日まで

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	13	14	15
1 担当課	都市計画課	上下水道課	上下水道課
2 補助金名	民間建築物吹付けアスベスト調査支援事業補助金	小矢部市単独処理浄化槽撤去事業補助金	小矢部市下水道（農業集落）排水設備改造資金利子補給金
3 補助（助成）目的	民間建築物で、壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、安全で安心な生活環境の保全を図ります。	既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、単独浄化槽の撤去費用について補助を行う。	接続率の向上を図るため、排水設備の改造資金を指定金融機関から借り入れた場合に、借入資金の利子に対して補給金を交付する。
4 補助（助成）要件	(1) 補助対象建築物の所有者等であること。 (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 (3) 分析調査を行うものは、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の登録を受けた作業環境測定士であること。	市税等を滞納していない者	市税、下水道受益者負担金及び分担金（農業集落排水事業分担金）を滞納していない者
5 補助（助成）対象者	・ 建築物の所有者 ・ 建物の区分所有等に関する法律に規定する区分所有者の団体又は法人 ・ 上記に掲げる者との契約等により補助対象建築物の管理を行っている者	合併処理浄化槽区域において、既設の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する者	処理区域内において、公共下水道（処理施設）へ排除するため排水設備の改造資金を指定金融機関から借り入れた者
6 補助（助成）対象経費	壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの分析調査に要する経費で、分析機関に対して支払う経費。	単独浄化槽の撤去に要する費用	金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く。）
7 補助率	10/10	10/10	10/10
8 補助限度額	6万円	9万円	貸付利息年5%に相当する額（借入資金の限度額は200万円、利子補給の期間は5年間）
9 H26予算額	18万円	27万円	20万円
10 その他（特徴的なこと）	平成29年3月31日まで		

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	16	17	18
1 担当課	上下水道課	上下水道課	上下水道課
2 補助金名	小矢部市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	小矢部市下水道水洗化促進助成金	小矢部市私道（共同）排水設備設置補助金
3 補助（助成）目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の整備について補助を行う。	下水道事業の普及の促進を図るため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域において、汚水を排除するために建築物に排水設備工事を実施する者に対して助成金を交付する。	水洗便所の普及を図り、生活環境の改善を行うため、下水道処理区域内の私道又は宅地において、共同で排水設備を設置する者に対して補助を行う。
4 補助（助成）要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の用に供する建物又は述べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物 ・ 市税等を滞納していない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道受益者負担金又は分担金を滞納していない者 ・ 市税等を滞納していない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備を設置し、これらを使用する家屋の数が2戸以上であるもの（排水設備を補完するために設けるポンプ施設にあっては1戸以上）。 ・ 共同で排水設備を設置する者が、工事完了後、速やかにくみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続すること。
5 補助（助成）対象者	下水道認可区域以外の区域、農業集落排水事業整備区域以外の区域又は下水道認可区域であって7年以内の整備が予定されていない区域において、合併処理浄化槽を設置する者	公共下水道供用開始から3年以内の地区で、既存の建築物に排水設備工事を実施した者	私道又は宅地に共同で排水設備を設置する者
6 補助（助成）対象経費	合併処理浄化槽の設置に要する費用	排水設備工事費	排水設備工事費（排水設備を補完するために設けるポンプ施設を含む。）
7 補助率	10/10	1/2	1/2（排水設備のうちポンプ施設及び圧送管の工事は10/10）
8 補助限度額	5人槽 45万2千円（21万8千円） 7人槽 59万1千円（29万7千円） 10人槽 78万8千円（39万6千円） 括弧内は、下水道認可区域であって7年以内の整備が予定されていない区域の金額	5万円	7万5千円（排水設備のうちポンプ施設及び圧送管の工事は15万円）
9 H26予算額	2,157万9千円	300万円	15万円
10 その他（特徴的なこと）			

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	19	20	21
1 担当課	市民課	市民課	市民課
2 補助金名	人間ドック個人負担助成金（国民健康保険）	がん検診等個人負担助成金（国民健康保険）	出産育児一時金
3 補助（助成）目的	疾病の早期発見・早期治療のため	疾病の早期発見・早期治療のため	出産及び育児費用の助成
4 補助（助成）要件	人間ドック（一般・脳）の個人負担を助成	がん検診（胃・子宮・乳房・大腸がん）の個人負担を全額助成	被保険者が出産したとき
5 補助（助成）対象者	小矢部市国民健康保険の被保険者で国民健康保険税の滞納がない人	小矢部市国民健康保険の被保険者	出産した被保険者の属する世帯の世帯主
6 補助（助成）対象経費	小矢部市国民健康保険が実施している人間ドック事業の個人負担金	小矢部市が実施しているがん検診（胃・子宮・乳房・大腸がん）の個人負担金	
7 補助率	※自己負担額 一般ドック 男性 6,135円【助成額 24,537円】 （4月及び平成27年3月に受検する場合 4,320円） 女性 6,783円【助成額 27,129円】 （4月及び平成27年3月に受検する場合 4,752円） 脳ドック 男女同額 10,152円【助成額 40,608円】 （4月及び平成27年3月に受検する場合 7,560円） 一般ドック・脳ドック同時受検 男性 14,775円【助成額 59,097円】 （4月及び平成27年3月に受検する場合 11,880円） 女性 15,423円【助成額 61,689円】 （4月及び平成27年3月に受検する場合 12,312円）	がん検診（胃・子宮・乳房・大腸がん）の個人負担金全額 【胃】 集団検診 1,000円 施設検診 2,800円 施設内視鏡 3,300円 【子宮】 集団検診 1,000円 頸部 1,800円 頸体部 2,300円 【乳房】 1方向集団検診 1,000円 2方向集団検診 1,500円 1方向施設検診 1,800円 2方向施設検診 2,000円 【大腸】 500円	1件42万円（被保険者の出産が健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産に該当しない場合は39万円）
8 補助限度額			
9 H26予算額	718万円	299万4千円	924万円
10 その他（特徴的なこと）			

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	22	23	24	25
1 担当課	市民課	市民課	生活環境課	生活環境課
2 補助金名	後期高齢者医療被保険者健康診査個人負担助成金（後期高齢者医療事業）	葬祭費（国民健康保険）	スズメバチ駆除費補助金	各種生ごみ処理器設置補助金
3 補助（助成）目的	健康の保持・増進のため	葬祭費の助成	スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を図るため、市内においてスズメバチの巣を駆除した者に補助金を交付する。	各種生ごみ処理器の導入に対して補助をし、ごみの減量化の一助とする。
4 補助（助成）要件	健康診査の個人負担を助成	小矢部市国民健康保険に加入の被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 市内において営巣しているスズメバチの巣を駆除。 市税の滞納がないこと。 	市税の滞納がないこと。 1世帯につき、補助を受けられる基数はそれぞれ以下のとおり ・コンポスト 1基 ・EMボカシ器 2基 ・電気式等生ごみ処理器 1基
5 補助（助成）対象者	後期高齢者医療事業の被保険者	葬儀を行った人	<ul style="list-style-type: none"> スズメバチの営巣がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者 自治会又はこれに類すると市長が認める団体 スズメバチの営巣付近に居住する個人 	市内居住者
6 補助（助成）対象経費	小矢部市が実施している健康診査の個人負担金		駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者）に委託して行う、スズメバチの巣の駆除に要する費用	各種生ごみ処理器設置金
7 補助率	10/10		1/3（千円未満切捨て）	1/2（百円未満切捨て）
8 補助限度額	自己負担額500円を全額助成	1件当たり2万円	1万円	コンポスト及びEMボカシ器 4千円 電気式等生ごみ処理器 3万円
9 H26予算額	155万円	130万円	20万円	29万円
10 その他（特徴的なこと）				1世帯につき1基。ただし、先の申請から5年経過すれば再申請可。

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	26	27	28	29
1 担当課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	健康福祉課
2 補助金名	高齢者運転免許自主返納支援補助金	遮熱性塗装等施工事業補助金	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	老人福祉センター寿永荘利用補助金
3 補助（助成）目的	増加する高齢ドライバーによる交通事故を抑制し、小矢部市営バス等の公共交通機関の利用促進を図る。	遮熱性塗装等の家庭への導入に対して補助をし、地球温暖化防止の一助とするもの。	地球温暖化防止の一環として、クリーンエネルギーの導入促進及び省エネルギーの一助とするもの。	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、交流を通じた生きがいの醸成を図る
4 補助（助成）要件	警察署へ運転免許を自主返納した本市の住民基本台帳に記録されている満年齢70歳以上の方。ただし、申請は自主返納の日から起算して1年以内とする。 ※自主返納 本人の申請により、運転免許の全部が取り消されること	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅に遮熱性塗装等を施工。 市税の滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置、又は、市内の住宅用太陽光発電システム付住宅を購入。 市税の滞納がないこと。 	寿永荘利用の際、利用券を提出することにより施設利用料が無料となるもので、利用枚数に応じ小矢部市社会福祉協議会に補助を実施
5 補助（助成）対象者	本市の住民基本台帳に記録されている満年齢70歳以上の方	市内居住者	市内居住者	市内に居住する65歳以上の在宅の高齢者に対し、1人につき年間2枚の利用券を長寿会等を通じ配布
6 補助（助成）対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 小矢部市営バス1年定期券（24,000円相当） 写真付き住民基本台帳カード取得費（500円） 	遮熱性塗装等施行費	住宅用太陽光発電システム設置費及び、住宅用太陽光発電システム付の住宅購入費	
7 補助率	10/10	10/10、2千円/㎡（千円未満切捨て）	10/10	
8 補助限度額	24,500円	2万円	5万円	1人年間2枚
9 H26予算額	58万2千円	80万円	230万円	248万5千円
10 その他（特徴的なこと）	対象者1人につき1回		公称最大出力が合計2kw以上で、発電した電力を自宅で使用している（余剰配線）こと。	

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	30	31	32	33
1 担当課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
2 補助金名	老人福祉センター寿永荘サービスデー補助金	市内公衆浴場利用補助金	高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金	不妊治療費助成金
3 補助（助成）目的	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、交流を通じた生きがいの醸成を図る	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、地域や世代間交流を通じた生きがいの醸成を図る	高齢者が身体機能が低下しても住み慣れた家庭でできるだけ長く生活できるよう、排せつ、入浴、移動等を容易にするための居住環境改善に必要な経費を助成し、高齢者の在宅での生活の自立支援及び在宅介護者の介護負担の軽減を図る。	不妊治療を行っている夫婦を対象に、不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、以て少子化対策・子育て支援対策とする。
4 補助（助成）要件	月・水・木・金曜日における寿永荘利用に際しては、施設利用料が200円となるもので、実際の施設利用料520円との差額320円について、小矢部市社会福祉協議会に補助を実施	市内公衆浴場（ひかりランド・福々ゆ）利用の際、利用券を提出することにより入浴料が無料となるもので、利用枚数に応じ公衆浴場に補助を実施	・市内に引き続き1年以上居住していること。 ・対象者及びその者が属する世帯の者が、前年分（1月から6月までは前々年分）の所得税が非課税であること。	不妊治療を行っている夫婦で、以下の条件を全て満たす方が対象 ①小矢部市住民である期間が1年以上の夫婦（婚姻届を出している者に限る） ②市税の滞納がない夫婦 ③医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者
5 補助（助成）対象者	65歳以上高齢者	市内に居住する在宅の70歳以上高齢者に対し、1人につき年間8枚の利用券を地区社会福祉協議会等を通じ配布	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する者。	不妊治療を行っている夫婦
6 補助（助成）対象経費			65歳以上の高齢者が現に居住する住宅の便所、浴室、廊下、玄関、居室等高齢者の自立支援等に対応したものにするための改善に必要な経費。ただし、要介護者・要支援者及び75歳以上であって、介護予防事業において二次予防事業対象者と判定された者以外の者については、手すりの設置及び段差解消に限定する。	不妊治療にかかった費用（保険診療適用・適用外の治療かは問わない。また不妊治療のための検査費等も含める。ただし、文書料や食事代・病衣等の費用は対象外）
7 補助率			対象工事費の2/3	不妊治療にかかった費用
8 補助限度額		1人年間8枚	（90万円を限度とする）対象工事費の3分の2を限度とする。ただし、要介護者以外の対象者については、（45万円を限度とする）対象工事費に3分の2を乗じて得た額を限度とする。要介護者等については、介護保険法に基づく住宅改修費の支給限度額20万円を優先するため、70万円を限度とする対象工事費に3分の2を乗じて得た額を限度とする。	1夫婦当たり30万円 県助成制度及び他助成制度を受けた場合は、その全額を減ずる。
9 H26予算額	312万6千円	949万7千円	229万8千円	440万円
10 その他（特徴的なこと）			着工前に申請が必要なため、事前に御相談ください。	ホームページ http://syougai.city.oyabe.toyama.jp/project/1124000/470/470_1.htm

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	34	35	36
1 担当課	健康福祉課	健康福祉課	社会福祉課
2 補助金名	不育症治療費助成金	出産支援交通費助成金	小矢部市母子家庭自立支援補助金
3 補助（助成）目的	不育症治療を行っている夫婦を対象に、不育症治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、以て少子化対策・子育て支援対策とする。	市内に出産できる医療機関がないことにより、妊産婦が出産や産婦健診のために市外の医療機関に通院することに関し、その交通費の一部を助成することにより、妊産婦の経済的・精神的負担を軽減し、生き育てやすい環境づくりの確保に資する。	母子家庭の母等の就職時に有利であり、生活の安定に寄与する資格取得を促進するため、養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給し、修了後に入学支援修了一時金を支給することにより負担軽減を図るもの。
4 補助（助成）要件	不育症治療を行っている夫婦で、以下の条件を全て満たす方が対象 ①小矢部市住民である期間が1年以上の夫婦（婚姻届を出している者に限る） ②市税の滞納がない夫婦 ③医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者	①又は②に該当する者 ①出産日に小矢部市に住所を有し、出産や産婦健診のため、市外の医療機関にタクシー又は公共交通機関等及び自家用車を利用する者 ②出産のため、市内の実家へ帰りし、出産や産婦健診のため、市外の医療機関にタクシー又は公共交通機関等及び自家用車を利用する者	給付金の支給対象となる資格は、次のとおり。 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師 ※訓練促進費の支給対象期間は、修業全期間（上限2年間）とする。
5 補助（助成）対象者	不育症治療を行っている夫婦	出産後6か月を経過していない産婦	給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たす母子家庭の母等とする。 (1) 訓練促進費 ア 小矢部市内に住所を有していること。 イ 養成機関（通信教育を含む。）において、修業を開始していること。 ウ 養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、児童扶養手当を受給していること、又は同様の所得水準にあること。 エ 次条各号に掲げる資格を取得するため、県内の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 オ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 (2) 一時金 ア 修業開始日及び修了日において、小矢部市に住所を有していること。 イ 前号イからオまでに掲げる要件の全てを満たす者
6 補助（助成）対象経費	不育症治療にかかった費用（保険診療適用・適用外の治療かは問わない。また不育症治療のための検査費等も含める。ただし、文書料や食事代・病衣等の費用は対象外）	出産時及び産婦健診受診のための交通費	
7 補助率	不育症治療にかかった費用		1 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の全てが、訓練促進費の支給の申請をする月の属する年度分（4月から7月までに訓練促進費の支給の申請をする場合にあっては、前年度分）の市民税（退職所得に係る所得割額を除く。以下同じ。）が課されない者（小矢部市税条例（平成5年小矢部市条例第20号）第45条の規定により市民税を減免された者でその全額を免除されたものを含み、当該市民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額100,000円 (2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円 2 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の全てが、修了日の属する年度分（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市民税が課されない者である場合50,000円 (2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円
8 補助限度額	1 夫婦当たり30万円 他助成制度を受けた場合は、その全額を減ずる。	妊産婦1人につき 1万円 （利用した交通手段を問わず、一律） 出産時のみの場合 4千円 産婦健診のみの場合 6千円	
9 H26予算額	60万円	220万円	120万円
10 その他（特徴的なこと）			

「市民向け補助金一覧表」

補助金番号	37	38	39
1 担当課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課
2 補助金名	身体障害者用自動車改造費助成金	在宅重度障害者住宅改善費補助金	心臓病児治療費補助金
3 補助（助成）目的	重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図る。	既存住宅を改善する経費を助成することにより、重度障害者の日常生活を容易なものにすること又は介護者の介護負担軽減を図る。	手術を必要とする心臓病児の治療費を助成し、当該疾患の早期治療を促進する。
4 補助（助成）要件	次の各号に掲げる要件全てに該当する方。 (1) 小矢部市に住所を有する者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級又は2級の者 (3) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある者 (4) 前年の所得税課税所得金額が、特別障害手当の所得制限限度額を超えない者	在宅の方で次の各号のいずれかに該当する方。ただし、世帯の所得税額が287,500円を超える場合は対象となりません。この助成は1世帯1回のみです。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害又は肢体不自由の1級又は2級の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、内部障害により補装具制度による車いすの給付を受けている者 (3) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がAの者 ※介護保険法における住宅改修費（自己負担1割）の支給対象者又は障害者日常生活用具給付事業（自己負担1割）における住宅改修費の支給対象者については、それらの利用が優先されます。	次の各号全てに該当する18歳までの手術を必要とする心臓病児。ただし、生活保護法の適用者は除く。 (1) 小矢部市に1年以上住所を有する (2) 育成医療の給付を受けた者 ※対象病名は以下のとおり 心内膜床欠損、フアロー四徴、完全大血管転位、 総肺静還流異常、肺動脈弁狭さく、大動脈弁狭さく、 三尖弁閉鎖、大動脈縮さく、心内膜線維弾性症、 心房中隔欠損、動脈管開存（ボタロー氏管開存）、 心室中隔欠損
5 補助（助成）対象者			補助要件に該当する心臓病児の保護者
6 補助（助成）対象経費	就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費	重度障害者の日常生活を容易なものにすること、又は介護者の介護負担軽減を図ることを目的に既存の住宅を改善する経費	次に掲げる心臓病の治療費 心内膜床欠損、フアロー四徴、完全大血管転位、総肺静還流異常、肺動脈弁狭さく、大動脈弁狭さく、三尖弁閉鎖、大動脈縮さく、心内膜線維弾性症、心房中隔欠損、動脈管開存（ボタロー氏管開存）、心室中隔欠損
7 補助率		《所得税非課税世帯》 対象経費と90万円を比較して低い額から、介護保険法に基づく住宅改修費又は障害者日常生活用具給付事業における住宅改修費を控除した額〔補助限度額90万円〕 《所得税課税世帯（所得税287,500円以下の世帯）》 上記の方法により算出した額の2/3の額〔補助限度額60万円〕	病名により、5万円又は3万円（病名が2つ以上にわたるときは5万円）を助成する。 〔補助金が5万円となる病名〕 心内膜床欠損、フアロー四徴、完全大血管転位、総肺静還流異常、肺動脈弁狭さく、大動脈弁狭さく、三尖弁閉鎖、大動脈縮さく、心内膜線維弾性症 〔補助金が3万円となる病名〕 心房中隔欠損、動脈管開存（ボタロー氏管開存）、心室中隔欠損
8 補助限度額	10万円		
9 H26予算額	10万円	180万円	8万円
10 その他（特徴的なこと）			

「自治組織向け補助金一覧表」

補助金番号	1	2	3	4
1 担当課	総務課	農林課	市民協働課	市民協働課
2 補助金名	自主防災組織活動補助金	市単独土地改良事業補助金	おやべ型1%まちづくり事業補助金	コミュニティ助成事業助成金（一般コミュニティ）
3 補助（助成）目的	市民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	農業生産基盤及び農村環境の総合整備を図るため、補助金を交付する。	地域の活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業に対し、個人市民税の1%に相当する額を財源として、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	住民の自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す。
4 補助（助成）要件	組織が行う活動（防災訓練の実施・防災資機材等の整備点検に関すること）に直接要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付	農業生産基盤及び農村環境の総合整備を図ることを目的とし、国・県補助事業で採択されない小規模な土地改良事業を実施するもの。	公共性及び市民の労力提供があり、かつ、他の補助金等の交付を受けていない事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 地域の活性化を図り、又は地域の特色を活かせる事業 (2) 安全・安心な地域づくりを推進する事業 (3) 地域の福祉の向上に寄与する事業 (4) その他市長が特に認める事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの普及宣伝の効果が発揮できること。 ・国の補助金や起債を充当していないこと。 ・短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないこと。
5 補助（助成）対象者	自主防災組織	土地改良区、農業協同組合、生産組合、営農組合、施設管理団体、自治会等	市内に事務所及び活動場所を有し、次の各号のいずれかに該当する団体（政治活動、宗教活動若しくは営利活動を目的とする団体又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体を除く。）とする。 (1) 自治組織 (2) ボランティア団体又はNPO団体 (3) 教育、芸術、文化又はスポーツに関係する団体 (4) その他市長が特に認める団体	コミュニティ組織（自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体）
6 補助（助成）対象経費	組織が行う活動に直接要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付	土地改良事業に要する経費	人件費を除き、その事業を行うために必要となる原材料費や消耗品費、燃料費等を対象とする。	施設又は設備の整備に要する経費
7 補助率	10/10	ほ場整備 20% 農道舗装・小規模災害－農地－激甚 50% 小規模災害－農業用施設－一般 60% 小規模災害－農業用施設－激甚 65% その他 40%	10/10	10/10
8 補助限度額	3万円	40万円（1件）	新規事業 30万円 既存事業 15万円 （ただし、市長が特に必要と認めるときは、各区分の限度額を超えて補助金を交付することができる。）	100～250万円（10万円単位）
9 H26予算額	54万円	1,300万円	1,380万円	—
10 その他（特徴的なこと）				宝くじマークの表示義務付けあり。

「自治組織向け補助金一覧表」

補助金番号	5	6	7
1 担当課	市民協働課	生活環境課	社会福祉課
2 補助金名	コミュニティ助成事業助成金 (コミュニティセンター)	ごみ集積ステーション設置等補助金	母親クラブ活動費補助金
3 補助(助成)目的	住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備を行う。	ごみ収集の合理化と清潔で住みよい地域社会づくりを推進するため、ごみ集積ステーションを新設し、又は修繕した自治会その他これに準ずる団体に対し、補助金を交付する。	家庭児童の健全な育成を図るため、補助金を交付する。
4 補助(助成)要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの普及宣伝の効果が発揮できること。 ・国の補助金や起債を充当していないこと。 ・短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないこと。 ・当該地区住民の協力の下に、コミュニティ計画に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの飛散の防止ができ、容易に劣化しない。 ・開き戸又は引き戸が設置されて、管理体制が整っている。 ・設置場所は自治会の所有、又は確保する場所にあり、ごみ収集が安全に運行できる道路に面し、袋小路に面していない場所。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童健全育成に寄与する自主的な団体で、20人以上の会員で組織されていること。 (2) 会則等を定め、必要な役員を置き、会員の総意により運営すること。 (3) 児童厚生施設その他の公共施設と有機的に連携して活動を行うこと。 (4) 政治的又は宗教的な組織に属さないこと。 (5) 収入及び支出の状況が常に明確であること。
5 補助(助成)対象者	コミュニティ組織(自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体)	自治会その他これに準ずる団体	母親の連帯組織である母親クラブ
6 補助(助成)対象経費	建設本體工事費、附帯設備(電気、空調、衛生等)工事費及び同一年度に工事費と一体になった設計監理委託費とする。	ごみ集積ステーションの新設又は修繕に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 親子及び世代間の交流・文化活動に要する経費 (2) 児童の養育に関する研修活動に要する経費 (3) 児童の事故防止等に関する活動に要する経費 (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動に要する経費
7 補助率	3/5	1/2(千円未満切捨て)	10/10
8 補助限度額	1,500万円(10万円単位)	【新設】 簡易式 1万5千円 固定式 20世帯以上あるいは2以上のステーションの集約化の場合 15万円 20世帯未満で集約化なしの場合 10万円 【修繕】 簡易式 1万5千円 固定式 10万円	1団体当たり13万円
9 H26予算額	—	125万円	—
10 その他(特徴的なこと)	宝くじマークの表示義務付け等あり。		

「自治組織向け補助金一覧表」

補助金番号	8	9	10	11
1 担当課	社会福祉課	社会福祉課	教育総務課	生涯学習文化課
2 補助金名	小矢部市児童遊具整備費補助金	とやまっ子さんさん広場推進事業費補助金	小矢部市スクールバス停留所建設等補助金	小矢部市文化財保護事業補助金
3 補助（助成）目的	児童の健全な育成を図るため、児童遊園地に遊具を整備する自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	地域の力を活かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等が、地域において多様な形で取り組む自主的な子供の居場所づくりを進める事業に対して、補助金を交付する。	スクールバス停留所の新築及び増築・改築・修繕に対する補助	市指定無形文化財、民俗文化財及び獅子舞の保存継承のための事業に対し、補助金を交付することにより、地域の伝統文化・伝統芸能の保護と活性化を図る。
4 補助（助成）要件	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等により児童遊園地の運営管理及び維持管理の体制が確立し、円滑な管理が見込まれること。 児童遊園地の面積が、100㎡以上であること。 児童遊園地として、少なくとも5年以上供用されること。 	(1) 利用児童の対象は、原則小学生以下の子供とするが、中学生の受け入れも可能とする。 (2) 利用児童数は5人以上とする。 (3) 世話人は1人以上置くものとする。 (4) 公民館、地区集会所、民家その他の施設を活用して実施する。ただし、民家で実施する場合は、市及び町内会の同意を得るものとする。 (5) 開設時間は14時～19時までの間で3時間以上とする。 (6) 子供の居場所にふさわしい環境の整備を行い、児童の健全育成、地域における子育て支援の観点から、地域との交流を図り、適切な事業運営に努めるものとする。 (7) 安全の確認や緊急時の対応について取り決めるなど、児童の安全に配慮し事業を行うものとする。 (8) 運営は、地域住民、ボランティア、NPO活動を行う組織・団体、（主任）児童委員など、地域の協力を得て行うものとする。	補助事業に要する経費が5万円以上であること。	市指定無形文化財、民俗文化財および獅子舞を適正に保存継承し、活用を図り、市民の文化的向上に寄与するものである。
5 補助（助成）対象者	地区自治会、又はその他の公共的な団体	(1) 町内会等の地域住民団体 (2) ボランティア・NPO活動を行う組織・団体 等	自治会	市指定無形文化財の保持団体、市指定無形民俗文化財および獅子舞の保存継承団体（自治体、保存会、青年団等）
6 補助（助成）対象経費	遊具は、すべり台、ブランコ、鉄棒、ジャングルジム及び回転塔、その他市長が認める遊具。	事業の実施主体が事業を実施するための経費。ただし、次の経費等については対象としない。 (1) 放課後児童健全育成事業の対象となるもの (2) 飲食物に要する費用	スクールバス停留所の建築等に係る材料費及び工事費	<ul style="list-style-type: none"> 曳山、歌舞伎山の修繕およびその維持管理施設の新築、増設、修繕等 獅子舞の用具等の修繕、新調等 市指定無形文化財、無形民俗文化財の保存継承のための用具等の修繕、新調等
7 補助率	工事費の1/2以内	10/10	1/3	事業費の1/2
8 補助限度額	遊具の新設・増設・更新 20万円 遊具の補修 10万円	1団体当たり世話人を2人以上配置する場合 開設日数100日以上：50万円、150日以上：75万円、200日以上：100万円 ※世話人が1人の場合は、上記金額の1/2の金額とする。 ※25日以上100日未満の場合は、開設日数に応じて協議する金額とする。	新築 30万円 増築・改築・修繕 10万円	<ul style="list-style-type: none"> 曳山、歌舞伎山の修繕及びその維持管理施設の新築、増設、修繕等 200万円 獅子舞の用具等の修繕、新調等 50万円 市指定無形文化財、無形民俗文化財の保存継承のための用具等の修繕、新調等 50万円
9 H26予算額	20万円	100万円	30万円	146万3千円
10 その他（特徴的なこと）		事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができる。	平成24年度から補助要件を引き下げました。	